

| 平成25年第3回基山町議会（定例会）会議録（第4日） | | | | | | |
|-----------------------------|-----------------|------------|--------------|------|--------------|-------|
| 招集年月日 | 平成25年9月9日 | | | | | |
| 招集の場所 | 基山町議会議場 | | | | | |
| 開閉会日時 | 開会 | 平成25年9月12日 | 9時30分 | 議長 | 鳥飼勝美 | |
| 及び宣告 | 散会 | 平成25年9月12日 | 18時17分 | 議長 | 鳥飼勝美 | |
| 応（不応） | 議席番号 | 氏名 | 出席等の別 | 議席番号 | 氏名 | 出席等の別 |
| 招議員及び | 1番 | 神前輔行 | 出 | 7番 | 後藤信八 | 出 |
| 出席並びに | 2番 | 久保山義明 | 出 | 8番 | 大山勝代 | 出 |
| 欠席議員 | 3番 | 牧菌綾子 | 出 | 10番 | 品川義則 | 出 |
| 出席12名 | 4番 | 木村照夫 | 出 | 11番 | 林博文 | 出 |
| 欠席0名 | 5番 | 河野保久 | 出 | 12番 | 松石信男 | 出 |
| (欠員1名) | 6番 | 重松一徳 | 出 | 13番 | 鳥飼勝美 | 出 |
| 会議録署名議員 | 7番 | 後藤信八 | 8番 | 大山勝代 | | |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名 | (事務局長) 鶴田しのぶ | | (係長) 藤田和彦 | | (書記) 寺崎一生 | |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 町長 | 小森純一 | こども課長 | 内山十郎 | | |
| | 副町長 | 田代正好 | 健康福祉課長 | 熊本弘樹 | | |
| | 教育長 | 大串和人 | 農林環境課長 | 松雪靖弘 | | |
| | 総務課長 | 酒井英良 | まちづくり推進課長 | 天本正弘 | | |
| | 企画政策課長 | 木村司 | 会計管理者 | 天本政人 | | |
| | 財政課長 | 城本好昭 | 教育学習課長 | 原博文 | | |
| | 税務住民課長 | 鶴田勝美 | | | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | | | |

会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
10. 大山勝代 (1) 高齢者が安心して暮らせる基山町を目指して
(2) 教職員がゆとりをもって子どもたちと向き合うための多忙化解消策は
11. 林博文 (1) 基山総合公園整備計画について
(2) 森林環境税の利用について
(3) 住宅用地の固定資産税の誤りについて
- 日程第2 第39号議案 町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定について
- 日程第3 第40号議案 基山町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第4 第41号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 第42号議案 基山町税条例の一部改正について
- 日程第6 第43号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第7 第44号議案 基山町国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部改正について
- 日程第8 第45号議案 基山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第9 第46号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 第47号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 第48号議案 平成25年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 第49号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 第50号議案 平成24年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 第51号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 第52号議案 平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第16 第53号議案 平成24年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 報告第5号 平成24年度基山町財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第18 報告第6号 教育委員会事務事業点検及び評価報告について
- 日程第19 委員会付託

～午前9時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

これより大山勝代議員の一般質問を行います。大山勝代議員。

○8番（大山勝代君）（登壇）

皆さん、おはようございます。8番議員の大山勝代です。傍聴の方、朝早くからどうもありがとうございます。

きのう、何人かの地域の方とお会いして「あした傍聴に行きたかばってんね、水曜日じゃないけん、行けん」と言われたんですよね。きょうは木曜日でバスが神の浦には上がってきません。だけれども、その人たちにも聞いていただくつもりで気合いを入れて頑張っていきたいと思います。

さて、今回も前回と同じ2項目です。

1項目めは、高齢者支援についてです。

前回6月議会でも同じようなテーマで質問しましたが、今回は突っ込んで、高齢者支援のために具体的に地域で実働するにはどうしたらいいのか、私たち素人ですから、それがまちづくり基本条例とのかかわりの中でどう動いていけばいいのかというのを、きょう皆さんと一緒に私も考えさせていただきたいと思っています。

2項目めは、教育委員会へ、学校現場の多忙化対策についてお尋ねします。

地域で高齢者を支えるネットワークづくりについてです。

全国的に少子高齢化が進む中で、基山町も同様です。その中で私の住む10区は高齢者率が一番高いと御承知の方も多いと思いますが、まず、高齢化率がどのくらいあるのか、数字を示してください。また、5年後、それがどう変化しているのでしょうか。比較するために必要な国、佐賀県、基山町、10区について、その中での順位も示していただきたいと思っています。

基山地域福祉計画、それと老人保健福祉計画などが作成されています。でも、それは基山

町全体のことで、それぞれの地域の実情がどう違って、どう具体的な支援が必要なのかは示されていません。地域の課題把握のために何が 필요한のか、お考えでしょうか。

基山町は高齢者福祉のために多くの予算を使いいろいろな事業をされて、健康福祉課の方の働きも目にして、御苦勞されているということはよくわかります。社会福祉協議会もそうです。また、区長さんや地域民生委員の方、ボランティアの方など、いろんな活動の中で高齢者福祉に尽力されているのは承知しているつもりです。

でも、この高齢化が進む中でカバーしきれないというのが現状ではないでしょうか。今、私が一番心を痛めているのは、孤独死でした。今でも引きずっています。ほかの自治体ではどんな知恵を出されているのか。その取り組み例などを教えてください。

そして、その課題解決のために役場の地域担当職員の力を借りられないかと思います。その連携についてどう進めていいのか、お考えでしょうか。

2つ目です。

今日のいじめ問題の背景の1つに、学校現場の先生たちの忙しいという実態があると思いますが、教育長はそのことについてどうお考えでしょうか。

私は8年前に現場を退職しましたが、やめる数年前から子どもたちと向き合う余裕が少なくなったなと感じていました。そして今、知り合いの先生と会ってお話することがありますが、とにかく休日でも疲れていらっやいます。

ここに三神地区の現場の先生の勤務実態アンケートのまとめを持っています。ベスト3は、「退勤時間が過ぎても帰れない」85%、「休憩時間が取れない」72%、「提出文書が多い」60%です。

自由記述の中から1つ、特徴的なものを読み上げます。これは三神地区の誰かの方が書かれたもので、基山の先生とはわかりません。

「とにかく時間がない。仕事の量が多すぎる。同僚と話す暇もない。体調を崩して病院通いをした。給料も減っているということで、本当にやる気がなくなる。もっと心と時間の余裕が欲しい。しかし、子供たちの顔を見れば、頑張ろうという気になる」。これが現場の先生たちの実態です。

そこでお尋ねですが、どういう業務が以前よりもふえたのでしょうか。項目を上げてお示しく下さい。

これはどこかの特定の学校だけが忙しくなったということではなくて、全国的に、また佐

賀県全部の学校の問題です。そのために、佐賀県教育委員会はことし4月、「時間外業務の縮減及び年次有給休暇の使用促進について」という通知を出しました。それを受けて基山町の教育委員会では具体的な対策をどう実行されていますか。

業務記録表を書くようになっていると思いますが、その実施と取り扱いはどうなっていますか。

最後の質問です。今後、先生たちの超勤縮減のために、教育委員会としてできることは何でしょうか。

以上で1回目の私の質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、大山勝代議員の御質問にお答えを申し上げます。

私のほうからは、1項目めの高齢者が安心して暮らせる基山町を目指してということについて申し上げます。

（1）国、佐賀県、基山町、10区の現在と5年後の高齢化率を示せということです。

平成25年4月1日現在の高齢化率は、国が24.7%、県が25.7%、町が24.4%、10区が38.1%でございます。

次に、5年後の高齢化率でございますが、公式的な数値が発表されておりませんので、参考値として、平成32年度の高齢化率を申し上げます。それは国が28.5%、県が30.7%、町は33.3%でございます。なお、10区の高齢化率につきましては具体的にお示しすることができませんが、基山町の高齢化率の進行とともに上昇すると考えております。

（2）の基山町地域福祉計画では基山町全体のことが概括的に述べられているが、地域の個別の課題把握のためには何が必要かというお尋ねです。

これまでは施策を検討する中では町内全域をひとくくりにして実施をしてまいりましたが、地域福祉計画のアンケートを校区別に集計して、地域によって抱える課題が違うことが明確になりました。このことから、地域の問題点を地域で検討する体制づくりと、その問題点を町が把握する体制づくりや個別のニーズ調査を行うことも必要であると考えます。

（3）です。近隣自治体の先進的高齢者対策の取り組みを示せということです。

先進的高齢者対策の取り組みにつきましては、地域における互助の取り組み事例を御紹介

いたします。

まず、介護予防ボランティア養成研修を受けた65歳以上の高齢者が、介護予防事業でのボランティア活動や、高齢者などを訪問してごみ出しや掃除などの日常支援を行う取り組みを実施している自治体がございます。

また、「まちで、みんなで、認知症の人をつつむ」として、認知症高齢者を地域全体で支えるとして、地区全体の徘徊模擬訓練等を実施している自治体がございます。

また、医療機関の医師などが中心となり、医療機関、福祉団体、保健関係者等が緊密連携し、勉強会や最新の情報交換で問題意識を共有し、在宅ケアの質の向上を図っている自治体もございます。

(4)の地域の課題を解決するため、地域担当職員との連携をどうするのかというお尋ねです。

地域担当職員は、各地区の自治会が地域のまちづくりを企画するときに支援を行うものです。地域が高齢者が安心して暮らせるまちづくりを考えるということになれば、いつでも計画づくりを支援してまいります。

以上でございます。あと、2項目めは教育委員会のほうでお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

2項目めの教職員がゆとりをもって子供たちと向き合うための多忙化解消策はということについてお答えをいたします。

(1)の今日のいじめ問題の背景の1つに、学校現場が忙しいという実態があると思うが、教育長の考えはどうかというお尋ねです。

今日のいじめの背景は多岐にわたっており、児童生徒の問題、家庭の問題、学校の問題等多面的に捉えたとき、教師と児童生徒の交流の時間にゆとりが余りなかったということもあるであろうということは否定いたしません。

(2)の多忙化に拍車がかかった2001年以降、それ以前と比べてどういう業務がふえたと思うかということですが、具体的なことは明確にはお答えできませんが、2002年の完全週5日制実施に伴い土曜日が削減された授業時数を補うために、授業時数の確保や、また学校行事の精選、そして、指導内容、指導方法など全体にわたって工夫や改善をやった時期ではな

いかと思います。

(3) 佐賀県教育委員会は4月1日付「時間外業務の縮減及び年次有給休暇の使用促進について」の通知で、先生たちの超勤の縮減に取り組む約束をしているが、それを受けて基山町教育委員会として具体的対策をどう実行しているかということです。

時間外業務の縮減を行うために、勤務時間内の能率の向上を常に指導しています。例えば、パソコンの共有フォルダ、校内LANの活用による情報共有を行うことを指導し、現在実施しています。同じく会議についても、掲示板や黒板などで情報伝達を行うことで会議時間の短縮に努めるよう指導し、継続的に取り組んでいます。

また、校務処理についても仕事量の多い係はチームで当たったり、校務分掌は1人1役を極力図ったりするなど、一部職員の負担にならないような役割の分担をするよう指導をしております。

(4)の業務記録表の実施と取り扱いはどうなっているのかというお尋ねです。

3校とも業務記録をとっており、教職員に勤務時間の自己管理を意識づけるとともに、超過勤務が続いている教職員には、業務の効率化について管理職から指導を行っております。

(5)の今後超勤縮減のため教育委員会としてできることは何かということですが、各種業務の見直しとして、行事の精選や準備の効率化、会議回数の適正化や時間の短縮などを引き続き行っていくよう指導しています。また、各学校で定時退勤日、定時退勤推進日を設定していますので、職員全体が定時退勤をしやすい雰囲気醸成、声かけなどにもさらに努めるよう管理職へ指導をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

ありがとうございました。

それでは、引き続き2回目以降の質問に移ります。

先ほど回答の中で、国、佐賀県、基山町、10区の高齢化率を言っていただきました。その順位がわかりますか。例えば佐賀県は全国47の中で何位とかですね。お願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、佐賀県の順位でございますけれども、平成25年度分の資料がございませんでしたので、参考ということで平成23年で申し上げますと、高いほうから申し上げますと全国で26番目でございます。そして、先ほど申し上げた平成32年が26位になるということになります。

また、基山町につきましては、平成25年が県内で15位、そして平成32年が8位でございます。

第10区につきましては、平成25年現在で第1位ということになっております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

ありがとうございました。

そこですら、先ほど10区については町長は上昇するとだけ言われました。基山町が15位から8位、上昇率が高いです。それを見ると、単純計算してみますと、平成32年の10区の高齢化率、何と51.99%です。これはあり得ない数字ではないと思います。私も少し数字を見ながら愕然としたんですよね。8年後です。

ということで、今5区とか9区とかは新しい住宅が随分と何十軒と建っています。10区を見回したら、転入者は期待できません。それから、敷地がありませんので、そういう住宅建設ということもないのかなど。ただ町長が神の浦のあのため池を埋め立てるということで少しは、でも、それはもう微々たるものだろうというふうに思います。

そして、その上昇率、先ほど言いましたものが、基山町が32年だったら8.9%に上がっているんですよ。そして、それを単純計算ですから、それが正確な数字とは絶対言いませんけれども、10区は13.89%の上昇率になります。

そこでわかったことですが、ことし24.4%、基山町がですね。だから100としていったときに4分の1が高齢化率ですね。しかし、32年には基山町は33.3%になりますから、もう3分の1が高齢者、65歳以上の高齢者。そして、何とですね、10区は2人に1人が65歳以上ということになります。

ところで、今の人口が1万七千六百何十人。65歳以上のひとり暮らしの単身世帯の数がわかりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

平成25年の昨日現在の住民基本台帳に基づく世帯数でございますけれども、町内全体で65歳以上の単身世帯の数が634世帯。それから、そのうち10区が65世帯でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

その65世帯のうちの1人が私です。

10区は高尾マンションというのがありますけれども、それを外して310戸ぐらいの戸数がある中で今の65世帯ですから、2割弱ですね。先ほど基山町全体のことを言われて、ここでちょっと計算したんですけれども、そうしたらそれは0.09%ですから、10区はその2割強ということになります。いかに10区が数字の上で深刻かということがわかった上で、次の質問に移ります。

10区の住民が生活していく上でどういう不便を感じていると、担当課は把握されていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

まず、先ほどの世帯数の町内全体に占める割合でございますけれども、大山議員のほう0.9%と……（「0.09」と呼ぶ者あり）0.09というふうにおっしゃいましたけれども、実際は約9.9%になるのではないかと思います。（「あっ、100%」と呼ぶ者あり）はい。訂正をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。（「済みません」と呼ぶ者あり）

それで、確かに10区につきましては非常に町内でも、先ほど申し上げましたように、一番の高齢化が進んでいる地区になっているという状況でございます。そういった中で、昭和の早い時期に造成された団地でございますので非常に坂道等も多くて、そういった意味合いからすれば、高齢者が多い中で坂道が多いということになれば、やはり日常生活の中では買い物に行ったりとかそういった部分がまずは非常に厳しい状況になってあるのではないかと考

えております。

それから、単身世帯についても増加傾向にあるということから、やはりひとり暮らしがそれだけ多いということがございますので、そういったひとりで生活している不安を抱えていらっしゃる住民の方もいらっしゃるのではないかと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

地域でも、今おっしゃったそれ以上に細かいところの聞き取り調査や、それから、できればアンケートなども地域の運営委員会の中で提起をして協力をしていただくことにしなければいけないなと思っています。

先ほど先進的な高齢者対策の取り組みを言われましたが、どこの自治体か教えていただけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

まず、第1点目にお示しいたしましたのが長崎県の佐々町でございます。

次に、「まちで、みんなで、認知症の人をつつむ」につきましては、一昨日の河野議員等の質問でも御紹介いたしましたけれども、福岡県の大牟田市でございます。

最後に、在宅ケアの質の向上につきましては、佐賀市の川副町でございます。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

そこで肝心な問題ですが、今私が一般質問しているのは限定された10区だけの課題で、一般質問になじむのかなとちょっと気になりながら、しかし、どの地区でも今後直面する課題ですので御了承いただきたいと思います。

高齢化が進んでそこに住む生きていく人たちが大きな不安を抱えています。どういうネットワークづくりをしていけばいいのか。先ほど先進的なことをちょっと言われましたが、一般的な方策というのがありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

まず、地域でのそういった問題点を洗い出すための組織づくりというのをきちんと整備していく必要があると思っております。そこで一番重要になってくるのは、やはり基山町の場合は行政区を基本として行事等も行わせていただいておりますので、一番組織的に強化をさせていただきたいとすれば区を単位として、それぞれが抱えている問題点をまず認識していただくことではないかと思えます。

それから、地区によっては既にそのような問題点を点検して検討して、その解決に向けて取り組みを実施されている地区もございます。現状としてはまだそういった区が少数ではございますけれども、この取り組みを全町的に広げるためには、やはり私ども本年3月に地域福祉計画を策定させていただいておりますけれども、この重要性を皆さん方に知っていただく行動を起こさなければいけないと思っております。

そのためには、まず区長さん方にもそういった御理解をいただくように、私どものほうで丁寧にその内容について説明をさせていただく必要があると思っております。また、地域の方々にも現在は出前講座という形でさせていただいておりますけれども、役場のほうからもお願いして、そういった地域福祉計画の重要性を認識していただくように、そういった講座を開かせていただければと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

今のお話と、今私が社協の中でサロンの協力員をしていますけれども、そことつながったことでちょっと言いますが。終活の出前講座をしていただけないかというのを社協の方にお願いました。そうしたら、「ちょっとその講師が見当たりません」ということですが、大事なことだろうと思えます。高齢者が自分がどう最期を迎えるのか、そのための身辺整理。最期まで人間らしく生きていくための……（「就職活動じゃなかったの」と呼ぶ者あり）最期です。終了。（「終了の話」と呼ぶ者あり）はい。それは書籍なども随分出ています。ですから、その講師を、私は今探しています。ちょっと参考です。

まちづくり基本条例の観点から、10区の住民がこの高い高齢化率に共通認識を持たなければいけないというのはよくわかります。ですから、その第4条の協働の仕組みのところ、

ネットワークづくりをどう進めていいか、アドバイスいただけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

ネットワークづくりというのは地域でということですか。ああ、そういうことですかね。

基山町でも地域福祉計画というのをつくっておりますけれども、地域福祉計画というのは行政がいろいろするということではなくて、行政はしなくちゃいけないことは当然すべきなんですけれども、それに加えて、地域でいろんな取り組みをされるのがいいんじゃないかということだと思っております。

基山町内でも7区あたりですと、一部の会の方がお年寄りを集めてそういう集まりを催すとかをされております。それは地元の人が思いつかれて、区長さんも相談に乗ってくれということでしたので、うちのほうの担当がまちづくり基金で応援をしております。それから、ほかの区をよく聞いておりますと、そういうお年寄りが困ったときにちょっと応援に行くという組織づくりをされているところもあるようです。

そういうものがどういうふうにしてできたかということまでは聞いておりませんが、やはりこの問題は、こういう問題があるんだという思いを持った方が率先して動かれて、そういうネットワークづくりをされているんだと思います。

これにつきましては、特にこういうふうにやったらいいですよという問題ではなくて、やはりこういう問題があるんだと認識された方がまず動き出すことから始まっているのではないかと思っております。

ネットワークづくりですけれども、やはり一番は、先ほどから申されておりますとおり、そういう状況にあるんだということを地域の方がしっかり認識することから始まるんじゃないかと思っております。

以上でございます。（「よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

ネットワークづくり、これはもう一番大事なことだというふうに思います。

先ほど先進事例ということで3つのところを申し上げましたけれども、1つのこの佐々町、

これは私も社協のほうで視察に行ったんですけれども、あそこは社協が非常に活発で、それはもう町というのではなくて、社協がもう1つの営業ですか、温泉が出るということで温泉を中心にした社協の活動、これはもう行政を離れて独自の運営をやっているというような、「ああ、非常に活発だな」と思ったのは、「なるほど、そうかな」と思った覚えがございます。

それから、先ほど大牟田の話が出ましたけれども、これは大谷るみ子さんといって、施設の施設長の方でございますけれども、いわゆるきのうから出ております認知症の方の徘徊の模擬捜査訓練みたいなことをなさって、これも基山にお話においでになったときに私も直接いろいろ伺ったんですけれども、やはりそこでもおっしゃっているのが、やっぱりこういう事業というのは住民と行政と、それから専門職、民間専門職とおっしゃいましたか、それは施設だということだと思いますけれども、そういう協力が必要だということをおっしゃいました。

それから、川副町というのが私もちよっと具体的にどんな活動なのかわかりませんが、医療機関のお医者さんが呼びかけてというような調査があるようでございます。

そういうふうなインパクト、きっかけづくりというのは行政が大きな役割を担っていると思いますけれども、実際に動き出すということになるとその辺が大事なところ、ネットワークづくりだというふうに思っておりますので、基山町もぜひ皆さんと一緒にそういうものを解決していくというようなそういうまちにならなければ、やはり高齢化の問題もございまして、町として元気は出てこないと思います。そういうことで頑張っていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

ありがとうございます。

地域担当職員がそれぞれ3人ずついらっしゃいますが、なかなかなじみがないんですよね。私は3人のうちの2人の方と少し個人的にお会いをしてお話をしましたけれども、職員としてもどう動いていいかわからないというのが実情みたいなんです。

もう少し地域担当職員さんと地域の区長さんなり運営委員会の重立った者とのもう少し親しくなるとか接触する場を、こちらから「この問題がありますから、あなたどうですか。あ

なた担当職員でしょう」と言う前に、何かその間のものを設けていただけませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

地域担当職員につきましては、地域の自治会を支援するというでこれまでやってきております。

考えていただきたいのは、地域のことは地域の役員だけがするわけではないわけですよね。地域全体でしなきゃいけないわけですね。何でも区長さんがするんだとやってしまえば、区長さんはこれは大変なことになると思います。それで7区みたいなのは、まちづくり計画はつくってありますけれども、先ほども申しましたお年寄りを集めていろんなことをするというのは、区が主導するというよりも地域の方が主導して「区長さん、どうですか」というふうに申し出てあるわけですよね。それで動き出すわけですよね。だから、何でも区長さんがするというのではなくて、やはり地域の方がこれは区にとって必要だということを考えられて、それを区長さんに相談されるといいと思います。

それから、地域担当職員につきましては、議員御指摘のとおりなかなか広まらないという面がありましたので、私どもとしても検討いたしておりまして、少し地域担当職員にそういう自分の担当のところの地域を知ろうというところから、まずそういう努力をして、まず区の役員さんたちとも話をして、どういう問題がそれぞれの区に課題としてあるのかということ把握してもらおうと思って、今後それに向けて努力をしていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

ありがとうございました。

先ほど7区のことをちょっと出てきていますが、7区以外に地域担当職員が直接その区の自治体を支援するという事例がほかにありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

幾つかあると思うので、ちょっとほかの記憶では、6区が非常に犯罪が多いということで地域担当職員と相談をされております。6区のほうも一応、まちづくり計画ではないんですけれども、まちづくり基金を使ってそういう犯罪の減少に努力しようということで、このことについても地域担当職員にも相談していますけれども、うちのまちづくり基金の担当職員も一緒に相談して、これは基金事業ですということになっております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

きょうは10区の方がたくさん傍聴にお見えになっていらっしゃいます。地域に持ち帰って、今のことを話し合ってみます。

健康福祉課長さんから、わざわざ少し相談をしたときにこういうものをいただきました。「まちづくり提案までのイメージ」。みんながまちづくり提案をどう生かしていけばいいのかというのは、私たちも随分模索していますけれども、なかなかはっきりしたものが見えてこない。だから、少しお話をしているときに「ああ、その話いいですね。何か図式化していただけませんか」ということを言ったんですよね。その辺を、ただ何人かだけの共有ということではなくて、それが先ほど企画政策課長が言われましたように、区長さんとかほかの地域の認識をしている人たちに広げられていく。そして町全体が、最期まで、年取ったけれども生き生きと生活していく、終活できるというね、そういうことになったらいいなと思って、次の質問に移ります。

教育委員会に伺います。

子供たちが生き生きと学校生活を送る上で、子供と一番接する機会の多い担任の先生たちが、生きがいを持って勤務することができるのが不可欠だと思います。けれども、先ほど私が読み上げましたように、給料も減らされる、なかなかやる気が持てない。けれども、子供の顔を見たらということで、辛うじてその先生たちの、大げさですけども善意に支えられているのが今の学校現場です。それはわたしはよくわかります。

それを支えるのが教育委員会だと思いますので、今まで随分学校現場のことを思う教育長は詳しくて、それから課長にもなられて、そして、いろいろ勤務をされる上で大変だということを認識されていると思います。

御承知のように、ことし6月参議院で、いじめ防止対策推進法が短い審議時間の中で可決成立しました。それで、みやき町などもそれに基づいて法制化されているんですけども、この深刻化するいじめ問題を学校も社会も行政も解決するために取り組むというのは本当に重要ですけども、あの法制化には幾つか問題点があると私は思っています。だけれども、ここでは主題ではありませんので別の機会でと思っています。

学校現場でそのいじめ防止のために取り組む先生たちが、くどいように言いますけれども、時間的、人的条件が整っていないのが実情だと思います。だけれども、先ほどの教育長の答弁で、先生たちにゆとりがないというのは共有できるという趣旨の発言がありましたので、これは共有できたかなと思っています。

私が最後に勤めた学校が急に勤めづらくなったのですが、そのころ教育基本法が改正されたと思います。職員会議というのは割と合意形成の場で大事だったのですが、それが合議ということではなくて、校長先生の伝達、指示が多くなりました。それに伴って、教育委員会、県教委、地教委が、私が受けとめたことですよ、それが教育内容にかかわる傾向が強くなってきたのではないかと思います。いわゆる権限強化といいますが、そういうのが進められた時期です。

おっしゃいますように、週5日制になって、土曜時間を平日に振り分けなければいけないとかいろんなものでしわ寄せが現場に行って、多忙化に拍車がかかったのは事実です。先ほどの知り合いの先生と話したりアンケートの中から拾い出してみたときに、私が勤めていたときもありました、大事なものもありますが、もう羅列してみました。どれだけ今本務以外の仕事が多いのかということ。

校内研。ちょっと「何ね、今の言葉は」ということになるかもしれませんが、説明していると長くなりますので。何々会議、何々部会の会議、それから学力向上のための会議、学習状況調査、新学習指導要領の実施で授業時数がふえたこと、アンケート調査や集約、一斉テスト、提出文書が多くなった、保護者との対応が以前よりもふえた、キャリアアップ、自己目標申告、学級・学年経営案の提出、定例学年主任会、教育センターへの出張、研修出張、登下校指導、PTA活動、そして、中学校は時間を大きく割かれる部活動、生徒指導などです。

ですから、授業が毎日当然週勤務の五、六時間をしますよね。教師本来の仕事である宿題やノートの丸つけ、目を通すなど、それから学期末では成績の作成。そして、日常の子供へ

の、けんかをしたどうのこうの、先生あれがない、そういういろんなことへの対応が、実際、先に言った業務がふえたことで、本来の仕事ができない、勤務時間内にできない。だから、それが超勤となって家への持ち帰り仕事となります。

教育長、改めてどう思われますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

最初に、教育基本法が変わって職員会議のあり方が変わったとおっしゃいましたが、全く変わっておりません。職員会議は以前も、私が勤めたときも、今現在も法的な扱いは全く同じでございます。ですから、ただ市町村の条例で、歴史なんか書き込むときに、あれにきちんと整理したというところはあるかもわかりませんが、昔も今も合意形成の機関ではありません。したがって、多数決をとって学校運営がされるということは昔も今も全くないということは御紹介しておきます。

それから、議員は本務以外の仕事がたくさんふえて、校内研あるいは研修、アンケート調査、一斉テストもたくさん言われましたが、これも教員は本務なんです。ですから、全てを含んでこれは本務なんです。授業だけが本務じゃないんです。

ですから、学校をつくっていくというのは、教員が本務をやっていく過程において学校がいろんな活動ができるわけで、授業が終わったらとか子供たちの宿題を見たりとか、そういうことが教員の仕事であとは全部雑務だという考え方をする方もいらっしゃるかも知れませんが、これは全て本務と捉えて、教員の研修も自分のスキルアップ、自分の能力を向上させるために研修に行ったり学校で研修を組むわけですから、これも本務の一環として捉えてやっていかなければならないと思います。

確かに、今保護者の要求とかいろんなものがふえていることは間違いありません。そのことに応えるためにいろんな時間を潰してやっております。そのことで少しオーバーワーク、少しじゃない部分もありますが、そういうこともあるかも知れませんが、議員は先ほどサービスでやっていると言われましたが、これはサービスというよりも、教員の使命ですね、使命感を持ってやっているというふうに私は思っております。

時間外業務についても確かにないとは言えません。教員の業務の特殊性というのは広く知れ渡っているわけですね。そのために国のほうでは教員に一律に教職調整という4%の手当、

この手当でカバーしているからどうのこうのということではありませんよ、これが多いとか少ないの問題ではなくて、そういうことが教員の勤務の特殊性に関して出されているということも事実でございます。

議員がおっしゃっていることはよく理解はできますが、そのあたりのことも含めて、私のほうからもちよつと御説明をしたところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

時間が必要なので、今の意見でちょっとこれだけは言っておきたいと思うのが幾つかありますので、職員会議はもちろん以前と変わっていません。だけれども、意見が言えなくなったというのは事実です。一般の先生たちが。意見を言って、こっちの意見こっちの意見で、だったらこうしましょうかねということではなくて、意見が言えないままに先に進むということなんです。

それから、研修はもちろん一番教師の大事なものですが、自主的な研修ができなくなって、例えば教育センターに行くなりのおきに、もう割り当てで何人行かせなさいとか、そういうことがふえてきています。

それから、先ほど教育長が言われました「サービス」という言葉が、私は先ほどその言葉は使っていないと思います。教員のその熱意という言い方で、言葉を選びながら話したつもりです。わかりました。

そこで、平成14年、文科省は勤務時間の適正化について通達を出しています。しかし、それが改善されないまま今日まで継続、その継続がずっとふえてきた。なので、超過勤務は当たり前、子育て中の女の先生たちは学校に遅くまでおれないので持ち帰り。それから、精神疾患になった休職する先生たちが10年前よりも3倍にふえたとの記録もあります。

今回、県教委は、また4月に、先ほど読み上げましたけれども、もう一回ゆっくり読み上げます。「時間外業務の縮減及び年次有給休暇の使用促進について」という通達を出しています。先ほどの教育長の改善のための回答が、私には目に見えて有効な対策だとは残念ながら受けとめられませんでした。もっと具体的に、この業務が減ったから少し時間に余裕ができた、そういうものはないでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

県教委が4月に出すのは毎年出しております。それで、これは通達ではなくて通知です。ですから、通達と通知では内容が違います。

それから、先ほど私は「サービス」という表現をしたということについては、私の取り違えでおわびをいたします。

どういうやり方が時間外縮減するかと言うと私は、もうこの時間には学校を閉めますよということで強制的にやっている学校もあります。水曜日とか金曜日はもう6時に施錠します。ですから、6時までで終わってくださいと。県教委あたりは自分たちがそういうやり方をしております。

ですから、終わりの時間を決めて、そこでもうやってしまうというか、いつまでも、俗に、私が勤務しているときに「ちょうちん学校」といって、夜遅くまでやっている学校がいい学校だということも聞こえてきましたけれども、今はそうではなくて、やはりきちんとあすの活力を生み出すような勤務のあり方でないといけないと思っております。

ここにはどうすればいいのかと言うと、やはり個人のいろんな問題がありますので、一斉に何を減らすかというのはできませんが、例えば私は定例の会議は、定例というものはやはり絶対やらなくちゃいけないかと言うと、そうでもない場合もあるわけですね。紙で回しても済むときもあります。ですから、例えば職員会議を2月に1回にしたこともあります。みんながあの時間全部業務がとまってしまうわけですね、それぞれの会議のときは。ですから、定例のものをなるべく簡略化するとか、そういうことで今学校はやってはいるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

6時退勤を週に2回設定しているところがあるということですね。でも、勤務時間は4時45分ですよ、終了が。この日は早く帰りましょうと言っても、それは6時です。1時間以上はもう超勤しているわけです。そして、そこで鍵を締めるから職員室から全部出てくださいとされた後どうなるかと言ったら、それは持ち帰り仕事になると思います。

時間外業務を縮減するために、退勤時間以降に仕事をしていらっしゃる先生が多くいるわ

けですが、業務記録表、月最高の先生で何時間ぐらいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

小学校と中学校では随分違います。もちろん中学のほうが多いわけですが、なぜ多いかというと、部活動の指導時間も超勤に計算をして入れてくるから、土曜日曜に1回出ると、6時間8時間というのがそこに加算されていくわけですね。それで、一番最高の人は150とかそういう職員がおります。もっと行く人もおります。特に重要な仕事を持っている人が日曜日土曜日に出てきて、学校で業務をしたり書類をつくったりするときにそういうことも起きております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

100時間以上というのはざらだというのは、よく聞く話です。月100時間以上。これははっきりと健康障害に当たることになりますので、またそれについて手当てをしなければいけないというのをきちんとありますよね。そこまでの詳しいところはここでは言いませんけれども、基山小・中で平均どれくらいかわかりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

小学校で大体35、40にならない程度ですね。両小学校合わせて。ちょっと両小学校で差がありますので。中学校が現在80ぐらいあります。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

先ほど私が聞こうと思ったのは、土日に部活動なり、部活動だけじゃなくて、小学校の先生も平日に仕事がさばけなかった、パソコン開かなにゃいかんの、どうしても土曜日に学校に来なきゃいかんとかという先生たちもあります。これは先ほど部活動は1日6時間なり7時間がポンと記録表にカウントされるような言い方をされましたけれども、ほかの先生も

職員室で仕事する、教室で仕事するということのカウントは業務記録表にはされますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

土日に学校に来て業務をしたということであれば、当然書いております。ただ本人が自己申告で書いておりますので、自分の判断で書くわけですから、書いていけないとか書いていいとかの問題ではありません。どうぞということであります。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

今、自己申告と言われましたけれども、これが学校現場とほかの企業、会社などと違うところですね。上司が、これだけの仕事があるのであなたは何時まで超勤しなさいという命令という形になるわけですが。だから、サービス残業と俗に言って、それがもう際限なく今広がっているという状況です。

先ほどの縮減と同時に年次有給休暇の使用促進ということも言われていますが、年間平均何日ぐらい取得されていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

ちょっと今資料を持ち合わせておりませんが、年間正確に言えば40日間ほとんどの人が持っているわけですが、12日ぐらいじゃないかと思っております。もちろんそれより多い人もおりますし、少ない人もおります。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

法的には20日間、だけれども過年度分が加算されて、私も大体毎年40日は持っていました。ですが、それがこのごろは夏休みに集中的に取得をさせたりとかいろんな指導がある中で、こういう再度の通知なりが出てきたときに、ここにも先ほどの回答でも「指導をします」という文言が何か所かありましたけれども、現場の先生に言わせれば、「もうそれはお題目

だ」と言われるんですよね。そして、業務の効率化を図りながらとおっしゃいますけれども、それはもう超勤がゼロになるわけではありませんし、年休が全部消化されるわけではありません。ですから、数値目標が必要だと思いますが、基山町はその数値目標を設定されていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

今現在、県のほうではそういう数値目標で、例えば「去年より3日は多く休みましょう」とか、そういう出し方をしてきておりますが、私たちのところで具体的に何日以上とかそういうことは出しておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

県教委の所管、県立学校では年休の取得を70%、14日以上とりましょうという数字が出てきています。ですから、先ほど言われた12日前後とか、それから超勤が35時間から80時間、その辺の幅があったにしても、やはりこの年は、昨年度がこれだけの数値でしたので、それを何%縮めて、それから年休については何%オーバーして、この数値目標をお互い頑張りましょうかということにはなりませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

確かに年次有給休暇というのは本人の申請でとるわけですが、とりやすい環境をつくるというのが大事かなと思っております。数字だけをとらせるために休め休めと言っても、そういう雰囲気、環境になれば、なかなか取得しにくいということもあると思いますので、まずはそういう環境をきちんと管理職を中心に整えていくということが大事かなと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

後のほうでお願いしようと思いましたが、その環境づくりですが、具体的に何か考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

例えば、自分のお子さんの授業参観とかそういうものがあるときは、その学校で積極的にそれに休んで行けるような雰囲気をつくっていくと。ただ学校の中には「そんなことぐらいで休むのか」というような雰囲気がないことはないと思います。そういうことを正していくとか、直していくという雰囲気をつくっていかなければと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

何か「おっ」と思う回答が出てくるのかなと思いましたがけれども。

根本的には、町長、人的配置ですよ。先生たちが今の仕事量では少ないわけです。定数が決められていますけれども。そこのお考えはどうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

今、聞いておまして、教育現場でも大変なんだなど。そして、おっしゃいますように、やはり人数足りないというようなことをございます。これは役場においても定数削減というようなことでずっと一時よりも20人ぐらい、もう基山町でも減らしてきております。果たしてこれがいいことかどうなのかというのは、ここでやはりいま一度考え直さなきゃいかん時期かなというふうに私は思っておりますけれども、一応やはり財政上とかいろんな問題がございましてずっと減らしてきておると。だから、役場の職員も本当に大変な面もあります。窓口業務もございますし、それからいろんな会議も、役場全般にわたる会議、それから消防なり何なりボランティアもやっていますし、そういうふうなことで大変だなど、いずれも同じかなというように私も聞いておりました。これからはやはりその辺も考えていくべきところだろうとは思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

先生方のそのチームワークで乗り切るとかの精神論ではもうどうもならないところに来て
います。それを御理解いただきたいと思います。

考え直す時期に来ていると町長も言われましたけれども、私はやはり人をふやすしかない
と思います。それは臨時採用ではなくて、臨時の人が今どこでもふえています。だけれども、
即戦力にはやはりなりません。ですから、本採用の職員をふやす必要があると切に思います。
多分、教育長は、定数増については県教委に再三強く要望されていると思います。今後も強
力に要請していただきたいと思います。

先生たちの多忙化が改善されない場合、基山町独自で先生を雇うというお考えが少しでも
ありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

「はい」と言いたいところでございますけれども、残念ながら現在のところ、町独自でと
いうようなことまでは考えておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

そういう答えだろうと思っていました。

若基小の現3年生が定数40人のところ、支援学級の子も来たときに43人になる。1人の男
の中堅の先生が、もう本当に頑張っているらしいです。ですから、ちょっとさかのぼって、
4月に若基小も2クラスにできるような努力を、私たちも強く要請をしながら町を動かして
いけたらよかったのになという、後悔の思いを持っています。だけれども、定数増について
は町長も頭のどこかには必ず置いておいてほしいと思います。

子供たちの豊かな学びを保障するためにも、教職員が健康で生き生きと働き続けることが
不可欠です。今はそういう状況にありません。ですから、昨年3月駆け込み退職者の方がド
ーンと出ましたが、給料が減らされたということも大きな要因です。そういうところで、週
刊朝日に、バックナンバーですが、教員になり手がいないという特集が出ていました。教員採

用試験を受ける大学生、教育学部の学生が極端に減ってきている、そういう記事でした。教育を取り巻く状況、きょう私が一端しか御説明できませんでしたがけれども、皆さん御理解いただいて、一刻も早く多忙化解消、それから長時間労働の抑制に向けて、実効ある改善をしてほしいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で大山勝代議員の一般質問を終わります。

ここで、10時50分まで休憩いたします。

～午前10時39分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、林 博文議員の一般質問を行います。林 博文議員。

○11番（林 博文君）（登壇）

皆さんこんにちは。11番議員の林 博文でございます。

9月議会一般質問、きょうは3日目でございますが、最終ということで、午前中のあとの時間帯よろしくお願ひしたいと思ひます。また、傍聴者の皆さん方ありがとうございます。

それでは、通告をいたしておりました質問事項3項目について、1の基山町総合公園整備計画について、2の森林環境税の利用について、3の住宅用地の固定資産税の誤りについて、今回3項目の質問をいたします。御答弁のほうよろしくお願ひいたします。

それでは、質問事項1の基山町総合公園整備計画についてであります。この総合公園整備計画につきましては、住民の交流、また健康の維持・増進と体力の向上、またコミュニティ形成の場として、平成2年度より公園整備を進めてこられたわけです。今日まで本当に長きにわたり、23年ぐらいかかっていると思ひますが、その間、公園の設計とか、あるいは公園整備のための用地の取得、物件の補償、造成工事、多目的運動場のグラウンド整備工事など、また役場の東側、北側などにあります体育館とか、あるいは武道場などの建設の関連工事など、本当に事業費も補助金とか地方債、一般財源など多額の事業資金を調達して、その整備が今日までなされてきたわけです。

この整備計画も現在工事が進められておりますが、（2）で質問いたしております菖蒲坂

ため池周辺の整備が最後ではないかなと、私は私なりに記憶をしておりますが、今ではいろんな施設なり、特に多目的運動場のグラウンド整備、住民の触れ合いの中心的な場所として多くの住民の方が利用されております。

そこで、長年を振り返って、今日までに総合公園として整備された事業について、(1)の質問からさせていただきたいと思います。

質問事項1. 基山総合公園整備計画について。質問要旨(1)の基山町総合公園として取り組んだ事業はということで、これまで取り組んだ公園の整備を事業別に、また金額別に、また補助金等を説明願いたい。

次の(2)公園整備については、皆さん方も御承知のように、現在工事が行われております。この事業について質問要旨に沿った質問に対しての御答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

(2)の公園西側広場(菖蒲坂ため池周辺)の整備計画の概要はということで、アのこの事業の目的、事業内容、工事内訳、土地取得費、これまでに取り組んだ事業について、年度別に説明を願いたい。

イの菖蒲坂ため池周辺の今後の整備計画はどう進めるのかということで、整備の事業名、事業費の内訳、また、これは総合公園としては最後の公園整備かなというふうに思ひわけですが、完成の時期はいつを思ひておるのか、完成の時期についてもお示しをいただひきたい。

ウの多目的グラウンドの利用者にこの公園の駐車場をなぜ開放しないのかということで、特に関屋・上原線の道路駐車、また、いろんな行事が多目的グラウンドである中で菖蒲坂の横の道路なんかには周辺道路の路上駐車が見られます。そういうことから、これももう10年近く菖蒲坂ため池の整備工事がなされておりますが、大きな大会のあるときぐらいはやはり駐車場に使用できないかということでござひます。特に毎年1区から17区まで行われておひます10月の、ことしは10月17日ですけれども、町民体育大会のときの駐車場の開放はしないのかということでござひます。

また、エの公園整備の西側に茶畑がありますが、この茶畑の管理、お茶摘みなどの利用状況はどうなっておるのですかということでござひます。これは当初の計画では、学校の生徒の皆さんに学習体験の実施をするということで計画されておったと思ひますが、その後何ら10年近くほったらかし、管理はされておるようすけれども、こういう体験については当初の計画から変わったわけですかということでござひます。

次に、質問事項2の森林環境税の利用についてであります。この環境税については私も二、三回一般質問させていただきましたが、森林保全などの目的で2008年から導入された制度であります。

そこで、(1)の森林環境税を利用して荒廃森林再生事業が基山町で平成25年から29年まで実施されるということが決まっております。

そこで、アの概要、また事業名についても説明をお願いしたい。

イの荒廃林の強度間伐の内容はということで、その事業を実施するについては植栽年度、年数とか間伐とかあるいは面積とか間伐のパーセントとかどれくらい切らなくてはならないというようなところも決まりがあるかと思いますが、そういうふうな条件があればお示しをいただきたい。

次のウの町内の山林所有者へのこの事業の説明はどのように進めるのかということであり。今後、基山町全体のこの荒廃林の整備についてどのような形で進められるのかということでもあります。

エについては、この事業の補助金と事業費の予算はということで、個人負担等、補助金等はどういうふうな形でこの事業が進められるか説明をお願いします。

最後の質問事項3の住宅用地の固定資産税の誤りについてであります。 (1)の町内の固定資産税は町税収入の大きな財源であり、納税者から町へ納付をしていただいて、税金の大事な町の自主財源でもあります。この固定資産税が今年の8月にも、木造併用住宅の固定資産税で誤った徴収が発覚をいたしました。この件で、町長、副町長、いろんな対策もとられたと思いますが、組織体制の問題、また職員の意識の問題など取り沙汰されてきたわけでございます。

今回また、住宅用地の課税標準の特例措置にかかわる固定資産税の誤った課税について発覚をしたわけですが、その質問をさせていただきたいと思っております。

アの二度の課税誤りについて町長の所感はということであります。

イの今回の住宅用地の課税誤りの発生状況及び原因は何だったのですか。

それから、ウの課税誤りの過少課税及び過大課税の実態はということで、対象者数、金額などもお示しをいただきたい。

また、エについては、8月末での還付金、戻すほうですね、及び追加金実績は、これはもらうほうですが、件数、金額をお示しいただきたいと思っております。

オの過少課税をしていた納付者への対応はどのような手順で、1軒1軒謝ってもらいに行かなければならないわけですが、徴収をしているのかということでもあります。

カの今回の事案についての再発防止策及び関係職員の処遇、顛末はどのように考えているのかということでございます。

以上、1回目の質問をさせていただきます。よろしく御答弁のほうお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、最後でございますけれども、林 博文議員の御質問にお答えいたします。

1項目め、基山総合公園整備計画についてということで、（1）総合公園として取り組んだ公園の整備事業別に金額、補助金等を示せということです。

基山総合公園としてこれまでに取り組んだ事業につきましては、用地取得、物件補償が平成2年度から21年度で事業費14億6,421万7,000円、財源内訳は補助金が4億2,750万円、地方債7億5,439万4,000円、一般財源が2億8,232万3,000円でございます。

それから、公園設計、造成工事、グラウンド整備工事、修景施設工事が平成2年度から21年度で、事業費が12億3,591万1,000円、財源内訳は補助金が3億4,350万円、地方債で5億9,255万8,000円、一般財源として2億9,985万3,000円でございます。

体育館建設関連工事が平成10年度から12年度で、事業費が21億7,599万3,000円、財源内訳は補助金が7億8,300万円、地方債が10億3,404万円、それから一般財源が3億5,895万3,000円でございます。

武道館建設関連工事が平成13年度から14年度で、事業費が4億7,363万2,000円、財源内訳は補助金が2,000万円、それから地方債が3億3,460万8,000円、一般財源として1億1,902万4,000円でございます。

それから、水辺広場整備工事が平成22年度から24年度で、事業費として1億392万8,000円、財源内訳は補助金が5,100万円、地方債で4,590万円、一般財源が702万8,000円でございます。

これを集計いたしますと、事業費が54億5,368万1,000円、補助金が16億2,500万円、地方債が27億6,150万円、一般財源が10億6,718万1,000円となります。

（2）の公園西側広場の整備計画の概要ということでございます。

アとして、この事業の目的、事業内容、工事内訳、土地取得費等と、これまでに取り組ん

だ事業、年度別にということでございます。

事業の目的といたしましては、菖蒲坂ため池を核とし、芝生広場、既存の茶畑を生かした農業体験の場、利用者に十分対応できる駐車場を配置し、町民の世代間交流及び小学生の学習体験等でございます。

菖蒲坂ため池西側の水辺広場整備にこれまでに取り組んだ事業は、平成17年度から21年度が用地取得、物件補償で事業費が2億1,047万2,000円、財源内訳は補助金が7,100万円、地方債が1億2,780万円、一般財源1,158万2,000円でございます。

平成22年度が造成、擁壁、護岸工事で、事業費3,012万4,000円、財源内訳は補助金が1,500万円、地方債で1,350万円、一般財源162万4,000円でございます。

平成23年度が造成、擁壁工事で、事業費4,315万5,000円、財源内訳は補助金が2,100万円、地方債1,890万円、一般財源325万5,000円でございます。

平成24年度が植栽、擁壁工事で、事業費3,064万9,000円、財源内訳は補助金が1,500万円、地方債で1,350万円、一般財源で214万9,000円でございます。

これらを集計いたしますと、事業費が3,144万円、失礼しました、3億1,440万円、補助金が1億2,200万円、地方債が1億7,370万円、一般財源が1,861万円となります。

イの菖蒲坂ため池周辺公園の今後の整備計画はどうかということでございます。

今年度照明灯、施設整備工事で事業費4,900万円、財源内訳は補助金が2,400万円、地方債が2,400万円、一般財源100万円でございます。

平成26年度が施設整備工事で事業費2,600万円、財源内訳は補助金が1,250万円、地方債で1,120万円、一般財源230万円で、平成26年度の完成を予定しておりますところでございます。

ウの多目的グラウンド利用者のこの公園の駐車場をなぜ開放しないかということですが、駐車場につきましては現在工事中であり、周辺には防護柵もなく危険でありますので、現在開放は考えておりません。

エの公園整備の西側に茶畑があるが、これはお茶摘み等の利用概要はどうなっているかということですが、茶畑の管理は個人と管理協定を結んでおります。学習体験の実施につきましては、管理者と協議し、5月連休前後に茶部会等の協力をいただき可能であることを教育委員会及び各小学校に伝えておりますので、来年度からぜひ実施してもらいたいと思っております。

2の森林環境税の利用についてでございます。

(1) 森林環境税を利用して荒廃森林再生事業が平成25年まで29年まで実施されるということだが、アのこの事業の概要はということです。

平成25年度から5カ年間、針葉樹と広葉樹が入りまじった災害に強い針広混交林に誘導するため、県が森林所有者にかわって間伐・整備を行う事業でございます。

イの荒廃林の強度間伐の内容はということですが、対象年齢としては16年生から45年生、これは原則でございます。それから、間伐面積が58ヘクタール。間伐率は40%程度でございます。

ウの町内の山林所有者へのこの事業の説明はどのように進めるのかということですが、平成25年4月に、佐賀県森林環境税事業の説明チラシを住民への周知のため回覧し、6月21日の区長会で、鳥栖農林事務所より事業概要について説明いたしております。平成25年度の事業予定箇所である宮浦地区の森林所有者に対し、7月23日に説明会を開催しております。平成26年度以降も、平成25年度と同様に森林所有者に対する事業説明会は開催していきます。

エのこの事業の補助金等事業費の予算はということですが、そして個人負担の割合はということですが、これに関して個人負担はございません。

3項目めの住宅用地の固定資産税の誤りについて、(1)組織体制の問題、職員の意識等が取り沙汰されておると。

アの二度の課税誤りについて町長の所感はということですが、二度もこのような事態を引き起こし住民の皆様に御迷惑をおかけしたことを、そして町政への信用を著しく失墜させたことを大変重く受けとめ、その責任を感じておるところでございます。再発防止へ万全を期してまいります。

イの課税誤りの発生状況及び原因は何だったかということですが、1としまして、家屋図面と土地地番の突号確認の不足があり、家屋建築状況の把握不足だということです。

2番目に、土地状況及び地番図の確認が不足し、1画地としての利用状況の把握不足があったということ。

3番目に、国土調査等の地番整理等の確認不足により、新地番への特例措置の適用を誤ったということ。

4つ目に、住宅用地への変更移動申告の未提出により、特例措置の適用を誤った。

5番目に、住宅用地以外への変更移動申告書の未提出により、特例措置の適用を誤ったということでございます。

ウの課税誤りの過少課税及び過大課税の実態はということです。

過少課税は65件、672万9,900円で、過大課税は58件、1,218万8,300円でございます。

エの8月末での還付金及び追加金実績はということです。

還付は58件の還付金1,218万8,300円、還付加算金366万6,200円、合計で1,585万4,500円全ての還付が済んでおります。

また、追加金は65件で672万9,900円のうち、8月末日現在で、分納も含んで51件、210万3,000円の納付がっております。

オの過少課税をしていた納税者への対応はどのような手順でお願いして徴収しているかということです。

4月30日から課税誤りの資料により納税者の方への訪問等を行い、課税誤りについて謝罪をいたしました。あわせて、住宅用地がいつごろからどのような形態かを確認し、還付及び課税等の確認を行いました。

過少課税の納税者へは、6月3日から課税誤り内容と課税額について訪問説明を行い、納付のお願いを開始し、納付方法等の協議も同時に行いました。課税対象者65名全ての方には課税について理解を得ており、8月末日現在で65名のうち分納の方も含めて納付済みの方は51名となっております。

カの再発防止策と関係職員の処遇と顛末はどのように考えておるのかということでございます。

再発防止策につきましては、町政への町民の信頼を回復するため、次の取り組みを行います。

1. 職員の意識改革を行っていきます。
2. 課長、係長の業務マネジメント力の向上を図ってまいります。
3. 職員連携等の強化を図っていきます。
4. 特例制度の理解促進及び周知徹底を図っていきます。
5. 職員の税務知識の向上を図っていきます。
6. デジタルデータの活用を研究してまいります。
7. 人員配置上の措置を行ってまいります。

関係職員の処遇等については、職員の処分が文書訓告2名、口頭注意1名となります。処分については8月30日付で行っております。

また、責任者として責任を明らかにするため、町長及び副町長の給料を減額します。給料の減額内容は、町長は3カ月間10分の1減額、副町長につきましては1カ月間10分の1減額することとし、今回、特例条例案を上程しておるところでございます。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1番の基山総合公園整備計画については本当に長年の間今日まで、先人の方がいろんな補助金等を使っていただいて、この庁舎も本当に立派な庁舎、また多目的運動場等も昔は向原のミカン畑とかそういうのがたくさんあったわけですが、自衛隊等で整備をされて立派な公園なりグラウンドができたと思います。

そこで質問に入るわけですが、この事業費も皆さん方にもお示しがありましたように、本当に今では考えられないような総額で58億円から59億円近く、1年間の基山町の財源ぐらいの金額を使われた事業がなされてきたわけです。これは補助事業も使った、地方債も使った金額ですけれども。そういうふうな立派な公園整備が来年ぐらいで終わるんじゃないかと、菖蒲坂が最後じゃないかというふうに思うわけですが、この公園については本当にほかの市町村に負けない誇れる公園、立派な公園が整備されたと思っております。

その方面から見れば、ほかの市町村からも来ていただいておりますが、基山町のこの施設そのものが、やはり公園整備も含めて人口増対策の中で2万3,000人ぐらいを想定したいろんな整備が行われてきたわけですが、年数がたつにしろ、計画が進めてこられた中で、施設の修理とか維持管理、また経費等も年々これはもうかさんでいくと思っております。この公園整備の維持管理はどのような管理をされているのか。また、管理委託料など年間、毎年幾らずつ、公園がふえればふえるだけ委託料等も上がっていったおるかと思っておりますが、大体どのくらい管理委託料等が支払われておられるのか、わかれば説明をお願いしたい。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

基山総合公園につきましては、菖蒲坂ため池の西側、そこが最終というふうな御理解をさ

れているようですけれども、最終的には多目的グラウンドの南側、そのところに今駐車場がございますけれども、あその駐車場を整備いたしませんと完全には終わらないということとは御理解をいただきたいと思います。

それから、コストのことがございますけれども、平成24年で集計いたしました総合体育館、それから武道場の空調、いろいろな機器の保守点検、それをトータルいたしますと約1,644万7,000円となります。それから、多目的グラウンド、主にトイレといったものの清掃、それから浄化槽の点検といったものも含めると177万4,000円という金額になります。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

いろんな植栽関係とか草切りとかそのような作業もあるかと思いますが、何しろこういうふうな施設をつくれればそれにかかる管理委託料等も含まれるわけですが、私がちょうど議員にならせていただいたときに、多目的グラウンドの東側の公園整備の清掃、草刈りなどが、現在基山町のライオンズクラブなんかで全員で、これは年に2回か3回されておるというふうに聞いておりますが、これはもう無料でされておるのか。または、施設等の管理もこのライオンズクラブの方がしていただいておりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

議員おっしゃっております東側のライオンズパーク、そこにちょっとポケットパークがございますけれども、そこにつきましてはライオンズクラブのほうで清掃をしていただいておりますし、それに対する対価というのは払っておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

このほかにどこか団体等が公園整備を、例えば老人クラブとかそういうのがされておるところの場所がありますか。私が言いたいのは、町長がまちづくり条例の中で、いろんな地域のそういうふうな委託関係あるいは自分たちで率先してしていこうというような清掃作業等

があれば、団体などがあれば教えていただきたい。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

やはり多目的グラウンド周辺には相当な芝がございます。それで、それにかかっておる費用も結構な金額でございますので、今年度からまちづくり推進課のほうで芝刈り機を購入いたしまして、これは町全体でございますけれども、必要な方にはお貸しすると、公的な施設についてはさせていただいて結構ではなかろうかというようなことで、それを活用させていただいております。その中で、多目的グラウンドにおきましては、ターゲットバードゴルフを利用されている方たちが、多目的グラウンドののり面のあたりをその芝刈り機で芝刈りをしていただいておりますというのが実績であると思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

今までの整備計画、よく先人の皆さん方が役場周辺を核として立派な整備がなされ、今後また管理料とかあるいはそういうのがふえていくかと思いますが、基山町が誇れる、そしてまた本当によその市町村に負けないいろんなスポーツ施設、そういうのが基山に来ていただいております。大変有意義な施設じゃないかということで、今後立派な維持管理をしていただきたいというふうに思うところです。

要は私が言いたかったのは、次の、続けて今公園整備なされておりますが、公園西側広場（菖蒲坂ため池周辺）の整備計画の概要ですけれども、これも始まって約8年近くなるわけですが、事業の目的としては菖蒲坂ため池を核として芝生の広場とか既存の茶畑を生かした農業体験の場ということで、また利用者に十分対応できる駐車場設備ということで、先ほど町長のほうから答弁をなされたわけですが、この工事についても同僚議員からも本当にかかり過ぎと、高すぎるという、工事費とか全体の工事費の計画、当初は5億円ぐらいを見てあったわけですが、私は5億5,000万円ぐらいと記憶しておりますが、その当初の計画から変わった点がありますか。この点について。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

ため池の西側の整備につきましては、議員おっしゃいますように、用地補償費で2億1,000万円、それはもう済んでおります。それから、施設の整備につきましては、22年度から26年度まで3,000万円の5年間ということで1億5,000万円ということを示しておりました。

しかし、町長のほうの答弁にございましたけれども、平成25年度、今年度で1億5,000万円を全部使ってしまうということで、都市計画事業につきましては事業認可額が1億5,000万円にございましたので、これの事業認可の変更をいたしませんと次の事業に進めないということになっておりますので、当初の1億5,000万円、施設費ですが、それから2,600万円程度膨らむのではなかろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

ほかの公園整備と比較してやはり年数がたったし経費もかかるのかなというふうにも感じるわけですが、当初の計画から幾らかは安くなって、今緊急経済支援策ということでお金も国のほうからも大分下りてきておるようですが、先ほどの答弁から見ますと、この菖蒲坂ため池周辺の公園整備事業費としてはやはり約4億円近く、3億8,940万円、これを足すと、当初の取得計画から見れば、来年度の26年までですか、完成が予定をされておりますが、そういうふうな多額の金額があるようです。そういうことでこの補助金というのは大体最終的には、今下がってきたわけですが、補助金の額そのものが。えらく一般財源も多いようですが、どうなんでしょうか。当初から変わっていませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

財源内訳につきましては国庫補助が50%ですね。それから、起債の充当率が大体90%。あとが一般財源というふうになっております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

それは当初からもう変わっていないということですかね。はい。

それでは、これだけの事業費がこの菖蒲坂ため池にはかかっているということを認識していただきたいと思います。

次のウの多目的グラウンドの利用者にこの公園の駐車場はなぜ開放しないのかということで、周辺の道路に、いろんな大きな大会、サッカーとか野球とか、ほかの市町村からも相当来て多目的グラウンドでいろんな大きな大会がやっておるわけですが、そういうふうなときにはもう前もってわかっておることですので、せめて大きな駐車場ぐらいは私は開放したらどうかと。危なくないように何か柵をして、せっかく整地までは今、ここ何年か前まではずっとできておりますので、その点どうかというふうに思うところです。

それから、毎年1区から17区まで、それこそことは10月13日が町民体育大会が多目的グラウンドであっておりますが、この日もやはり臨時駐車場としてはあけないわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

ちょっと答弁を戻らせていただきますけれども、先ほど事業費が膨らんだということですが、それにちょっと説明をさせていただきたいと思います。

まず、駐車場の整備につきましては当初は、4,300平米ございますけれども、全てアスファルトの黒舗装ということで考えておりました。しかし、議会のほうから少し緑のデザインが必要ではないかというふうなことで、緑化ブロックを1,500平米程度考えております。しかし、この緑化ブロックがやはり黒舗装、アスファルト舗装からしますと3.7倍コストがかかります。それが第1点ですね。

それと、もう一点は労務単価ですね。土木事業におきます労務単価が、やはり震災とかそういうことも関係あるかと思いますが、12%程度上がりました。それに伴いましてやはり工事費が20%の割り増しになってきておるといったところも、今回ちょっと事業費が膨らんだというふうなところの原因でございますので、その点は御承知をいただきたいと思います。

それから、駐車場の開放についてでございますけれども、これは今現在、工事をやっておりますので、そこを利用するということはちょっと難しいのではなかろうかと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この整備計画ももう始まって、それこそ一番初めの用地買収から見れば七、八年もたっておるわけですが、私はその当時議員をさせていただいた中で、用地買収については本当に高く買われたなというふうに思った点があります。それはもうやはり市街化区域に編入し、都市計画としての用地交渉ということで路線価から3段階に、道路の横、それから中に入っていくにつれて幾らか、5,000円かずつ安くなったというようなことも記憶しておりますが、本当にやはり坪当たり3万円から3万5,000円ぐらいで買われておる金額を記憶をいたしております。そういうところからこの事業費も膨れあがっておるのかなと。それと、先ほど課長が言われました緑化ブロックの変更、また労務単価で事業費の20%が上昇したということで、今説明があったとおりであります。

次のエについては、この公園の西側に茶畑があるわけですが、その茶畑も立木補償として相当総額的にも、このお茶というのは立木補償というのは物すごく高いわけですね。そういうふうなお茶畑があるのを当初の計画から見れば、先ほども町長の答弁がありましたように、管理は現在個人でされておると。もう七、八年もなる中で小学校、若基小学校とか基山小学校の生徒にお茶摘みの体験を来年から始めようかなということですが、教育委員会としてはもう少し早くこれは実施はできなかつたわけですか。要は、お茶はきれいに管理されておつたわけですが、ほかの近隣市町村では小学生にいろんなお茶摘みの体験をして学校給食とか、あるいは自分の家に少しずつ袋に入れて加工されて持って帰って、自分たちがとつたお茶ですよということで飲まれているところもあります。そういうのは検討はされなかつたわけですか。教育委員会。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

このお茶畑の利用につきましては、正式には今年度に利用されないかということで申し受けました。それを受けて教育委員会といたしましては、両小学校の校長に来年度からのお茶摘み体験、総合的な学習の中で取り組んでいく方向で協議を始めたばかりでございます。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

ちょっとまちづくり推進課のほうからでございますけれども、これにつきましては、あそこの茶畑が菖蒲坂ため池に接しておるわけでございます。それで、やはりそこに安全柵というものを設けませんと、万が一ということがあるといけませんので、それはうちのほうでその茶摘み体験は安全柵をつくらないとできなかったということで、今年25年度にその工事が完了しますので、来年度からは可能であるというようなこととお話をしたという次第でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

それでは、今整備が進められておりますこの菖蒲坂ため池の規模について、わかれば説明をお願いしたいと思いますが、駐車スペースはどのように考えておられるものか。面積、また既存の茶畑の面積等がわかれば教えていただきたい。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

駐車場につきましては約4,300平米ですね。それから、駐車スペースにつきましては大型バスが6台、それから乗用車が124台、それから身障者対策といたしまして身障者用が7台でございます。

それから、茶畑につきましては、茶園の面積は950平米でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

これは今まで同僚議員のほうから、この駐車場の今後の整備について何人もの方からいろんな意見が出されてきたわけですが、先ほど課長のほうから、この駐車場については緑化ブロック、また労務とか、そういうのの事業を進めておるということですが、前に総合公園事業の見直しを求めるといことで議会のほうから出された中で、アスファルト舗装に車どめのある駐車場ではなく、多目的に使えるようにしてほしいという多くの町民の意見がある。

見直しはできないかということで、答弁のほうでは、工事内容は擁壁工事と駐車場部分の造成工事であって、多目的に使えるよう計画の修正も考えておるということで答弁がなされております。そういうことで、同僚議員のほうから、この駐車場はいつもは使わないからグラウンドゴルフとかターゲットバードゴルフに使えるような駐車場の整備をしていただきたいという多くの意見が出されておって、そういうのの整備が今後、まだ今砂利を入れられているところぐらいですが、そのようなことがされるわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

私はそのように引き継ぎを受けましたので、課内のほうでもかなりいろいろと駐車場をどういうふうにするのかということは模索をしてみました。しかし、やはり一番経済的なのはアスファルト舗装でございますけれども、議会のほうから申し入れがっておりますように、緑のデザインというふうなことで緑化ブロックを取り入れておるということでございます。しかし、先ほども申し上げましたけれども、コストが非常に3.7倍というようなことでかかり過ぎますので、それに対応するだけの財政的な問題もやはりございますので、先ほど申し上げました1,500平米その程度で緑化ブロックを仕上げるというようなことで計画をいたしております。

それから、ターゲットバードゴルフにつきましても、そのような団体の方から申し入れがございました。その中で考慮いたしましたのは、東明館側のところの芝生の広場の中心部にあずまやを計画いたしましたけれども、そこにあずまやを建てますとプレーに支障があるというふうなことで菖蒲坂付近に移動をさせたというふうなことで、常時ということではできないと思っておりますけれども、ターゲットバードゴルフのプレーも可能ではなかろうかというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この件については多くの町民の意見があったということで、町のほうも考えて見直しをするということで、今課長のほうから説明がありましたように有効利用ができますように、芝生の広場、駐車場はイベント広場にも利用されるように進めていただきたいということで

ざいます。

以上で総合公園整備計画については終わりますが、要は、これだけの事業を相当の年数と相当の金額をかけられて、本当に立派に整備がなされたと思っております。有効に活用していただければというふうに思っております。

次の2の森林環境税の利用についてということで移らせていただきたいと思えます。

この森林環境税を利用して荒廃林の再生事業が基山町で25年から29年まで実施をされるということで、これはもう心待ちに待っておったわけですが、この事業については県が森林所有者にかわって間伐整備を行うということで、先ほど町長のほうからも答弁がありましたように、環境税5年間で約11億円近くのお金があるわけですが、個人負担がないということで、所有者にかわって補助金でこの事業をするということでありますが、要は、基山町の農林環境課のほうからこの件についていろんな問い合わせあるいは先ほど答弁がありましたように平成25年6月21日にこの事業について区長会のほうで説明をされたと、事業概要について説明をされたと。また、7月23日に宮浦地区を対象にした説明会を町民会館で開いたということでございますが、宮浦地区でこの事業説明会をされたときの内容がわかれば教えていただきたい。どのような方にこの案内をされて、出席者、宮浦地区の面積、事業費、ことしの総額、そして、なぜ宮浦地区から始められたのか。その辺がわかればお願いしたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

それでは、7月23日に説明会がありました件について御説明させていただきます。

まず、第1点目でございますけれども、宮浦地区の選定でございますけれども、今回佐賀県におきまして保安林改良事業によりまして平成24年度から平成25年度までで園部地区と小倉地区の間伐を実施するために、今回事業実施に影響がない宮浦地区を計画した次第でございます。宮浦地区につきましては、先ほど町長のほうから申し上げておりますように、基山町におきましては58ヘクタールで、今回の事業は12ヘクタール計画しております。事業費につきましては420万円を考えております。

それで、7月23日に、地権者の対象者は98名の対象者になっております。参加された方につきましては42人参加されたものでございます。そのときに当然協定書とか説明を行いまして、皆さんそこで協定書を書かれた方もいらっしゃいますけれども、一応持って帰ってどう

するかということで考えていらっしゃる方もいらっしゃるということでございます。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

大変これはいい事業ですので、町も一生懸命森林の荒廃に力を入れていただきたいということで事業を進めていただきたいと思いますが、要は、宮浦地区の98名に案内をされて42名の方が出席をされた。そして、協定書の取りまとめは、これは協定書を結ばないと、その事業を入札関係でされた業者が間伐をされるわけですが、協定書は何人ぐらい宮浦地区の今の98名の中から出されたわけですか。もう7月23日から今日まで、そしてもう事業をしなくてはならないわけですが、協定書の人数はわかりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

先ほども説明させていただきましたけれども、その説明会で協定書を記載された方、また後ほど来られた方で、現在58件の協定書になっている次第でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

わかりました。58名というが、まだよければ98名の方みんなしていただいて、金額も全額やはり使っていただきたい。この環境税についても住民税、県民税ですか、それと法人の方なんか協力をして、皆さんが税金を払っていただいて荒廃森林を整備されるということでございますので、ひとつ後の案内もしていただきたいと思いますが、要は、基山地区をこの事業としては、先ほど課長がちょっと言われましたように、園部地区とか小倉地区というような形で進めていくということですが、そのような形で、また小倉地区とか園部地区の方の山林所有者、これは面積に応じてやられておるわけですか。1反以上の方とか3反以上の方に案内をされておるわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今現在、森林所有者全員に対象を行っております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

その割には人数が少ないなという気がします。いい事業でありますので、ひとつ、この事業については、やはり今一番心配しておるのは、基山町は戦後城戸生産森林組合、宮浦生産森林組合等あったわけですが、宮浦については解散をされ、基山町では6区のほうの城戸生産森林組合が大きな事業をしておるところですが、最近ではこの山村地域が過疎化とか、あるいは本当に手を入れていない間伐林がたくさんあるということで、この荒廃森林再生事業がことしから基山町でされるということで大変いいことですので、ひとつ間伐をしていただきたい。そして、町が音頭をとって、山林所有者にぜひしていただきたいということで、これは先ほどから御案内があったように個人負担もないということでございますので、ひとつぜひ進めていただきたいというふうに思うところです。

では、時間の関係で、次の住宅用地の固定資産税の誤りについてに移らせていただきます。

本当に町長も「またか」と、あるいは「もう大概にしてくれ」というような形で、今回の上程も町長なり副町長なり給料の減額ということもされて頭の痛いところではないかと思うところではありますが、やはり職員の組織の体制なり職員の意識の改革、そういうのも十分ひとつ考えていただいて、町長とかほかの上司に迷惑をかけないような職員の教育を進めていただきたいというふうに思うところです。

今回の住宅用地の課税の誤りの発生状況は先ほどたくさん言われましたが、本当に誤った項目が私は多すぎるなというふうに思うわけですね。1から5まで5項目について言われたわけですが、家屋図面とか、あるいは土地の状況、国土調査の地籍調査の件、また住宅用地の変更異動届、それから住宅用地以外への変更移動の申請書の未提出とか、そういうようなことがいろんな形で上げられておるのが先ほどの原因として言われたわけですが、余りにも多すぎる項目だと思いますが、この点について町長はどう思われますか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

申しわけございませんけれども、私も実務で本当に詳しいところはよくわからない部分も
ございます。私が考えますのは、この2年も続けてこういう誤りが出てきました。しかも、
この二、三年の話ではなくて、もう20年も25年も前からの誤りがずっとやはり幾つかずつ重
なってこういうことになってきたということです。何で今これが出てくるのかということ
ですけれども、やはり国土調査がちゃんと終わりました、それで本当に図面と突号していつて、
そこが1つの大きなきっかけになったんじゃないかなということを私は考えております。だ
からそれ以前のが誤ってしかるべきだというような話でもございません。これはこれでしっ
かりと、やはりそういうことがないような体制づくりをやっていかなきゃいかんと。しかし、
一番の、こういう2年続きというようなことを考えますと、先ほど言いましたように国土調
査が大きなきっかけになったのかなというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

今町長が言われましたように、この国土調査が問題だったかなというふうに思いますが、
この国土調査については、この地籍調査については、最終的に終わった段階で各公民館なり
町民会館で個人個人に、「自分がたはこういうふうに初めの台帳面積からのんだよ、減った
よ」というふうな形で確認をして印鑑を押して、正式な地籍調査の面積で登記所のほうで登
記をしていいですかというのを十分確認された中で、今回の地籍調査なり今回のこういうふ
うな住宅用地についてはされたと思いますが、その点についてはどうなんでしょうか。税務
住民課長。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

一応国土調査の関係については平成23年度に実務が終わりまして、平成24年度から課税を
させていただいている状況なんですけれども、実は家が建っている地番が新地番とかに変更
されて、その新しい地番に本来ならば家が建っている状況をかぶせていかなければなら
ないのを、建っていない状況で判断してしまうというふうな状況が、今回の国土調査に
関しての課税誤りの1つの原因というふうに考えております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

それともう一つは、住宅用地への変更移動届は建築が、例えば住宅の中を改造とか改修とか増改築をされた中では、変更移動申請書の未提出により今回のこういうものが発生したということで、特例措置の適用を誤ったということですが、これは所有者がこの申請を出さなくてはならないのですか。建築会社が出さないかとですか。役場が調べるわけですか。その点どうなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

住宅用地の変更移動の申告書に関してですけれども、これは町の税条例の74条に載っておりますけれども、住宅用地を所有する者が、当該年度の前年度の賦課期日前にですけれども、その状況を変えた場合についてはその課税される年度の1月31日までに申告書を提出するというふうになっておりますので、あくまでも所有者の方から申告をしていただくということになっております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

時間の関係で、そういうふうな指導はどうされているのかもちょっと聞きたかったわけですが、この件についてはやはり所有者からの申告ということでございますので、周知徹底をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次のウの課税誤りの過少課税及び過大課税の実態はということで、過少課税についてはもらうほうですかね、65件の672万9,900円。また、過大課税については58件の1,218万8,300円ということで、8月末で還付金及び追徴金の実績はということで、58件の還付金については本当に納税者がもらうほうですから、これは「ああ、そうですか」というぐらいで容易にもらわれるんじゃないかと思いますが、金額的にも合計で1,585万4,500円ということで、本当に還付の加算金も大きな金額であると思いますが、ここで言う還付金の加算金と

というのは何を意味しておるわけですか。利息ですか。どうぞ。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

還付金に対する利息ということになっておりすま。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

還付金というのはやはり利息、今度は本当は過少のほうでももらわなくてはならないんじゃないかというふうに思うんですが、それはもうもらっていないということですが、要は、8月末のこの追加金の実績で、先ほど説明がありました追加金の65件の672万9,900円のうち、8月末では51件210万3,000円しかもらっていないということで、あと462万6,900円というのがまだ残っておるわけですが、この件については今後どのような対応で、また、期限はいつまで、そして、どのような徴収方法で進められるわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

課税額に関しては、期限としては28年3月31日を1つの期限としております。その期限までに納めていただける方に関しては延滞金については徴収をしない方向で、地方税法にのっとりながら事務を進めていきたいというふうに考えております。

それと、あと51件の210万3,000円に関しては、一応完納された方もありますけれども、相談をしながら分納で支払うというふうに約束をしていただいた方についても、少しずつその約束の期日で分納していただいておりますので、額全部を納められてはいないんですけれども、その一部分を納められた方についてもこの51件の中には含めさせていただいております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

先ほどから言いましたように、もらうほうは大変「今からもらいにいかないかん」ということで、例えば5年にさかのぼってということですが、還付金の最高金額は、ちょっと私が聞いてみたら、73万円の人でしたということでしたが、過少課税についての最高金額の1人当りは幾らでしょうか。わかりますか。一番多い人で。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

過少……要するに……（「もらわないかん」と呼ぶ者あり）もらわなくて……（「返すほうは」と呼ぶ者あり）もらわなくていけない方がその73万円。（「あっ、もらう人が73万円」と呼ぶ者あり）はい。一応その方についても1年分はもう既に納めていただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

本当に73万円が一遍にもらったということで、頭の下がる思いでございます。

そうしたら、次に、一番最後の、時間の関係がありますので、再発防止策については、今後信頼を得るためにたくさんの項目を上げられて、職員の意識改革なりマネジメントの向上、そういうのをされて今後再発防止に従っていくということでございます。

また、本当に、町長、最後にですが、前もでしたが、今回も町長の給料の減額が3カ月10分の1、また副町長については1カ月10分の1の減額ということで、職員については訓告とか、やめられた課長とか係長とかもおられるわけですが、今回の特例条例案を上程して「たまったもんじゃない」というふうに思われるんじゃないかというふうに思うわけですが、今後、これについてはしっかりひとつ肝に銘じて、職員もやはり町長とか上司の方に迷惑をかけちゃいかんというような意識で、ひとつ取り組んでいただいたらというふうに思うところです。

町長、最後に1つ、こういうのがほかのところも出てくるかもわかりません。課税だけじゃなくてですね。まして固定資産税は基山町の税収の一番の根幹で一番高い税収の自主財源でありますので、真剣にやはり考えていただいたらというふうに思うところです。最後に、町長、もう一回、こういうのがないように。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まずは、こういうことで済む問題ではないと私どもも思っております。多大な迷惑もかけるし損害もかけるということでございますから、私もこれで済む問題ではないということをお願いしておきたいと思っておりますし、また、本当に税というものになると信頼関係でございますから、それを根底から崩すということにもなりかねません。行政に対しての不信感ということにもなりかねませんので、これから十分に職員にも注意しながら、私もしっかり頑張っていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で林 博文議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

～午後0時00分 休憩～

～午後1時00分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

午前中の大山議員の一般質問の中で、地域担当職員の説明の中で6区が犯罪が多いというふうな表現をしましたが、説明が不足しておりましたので、説明させていただきます。

6区につきましては、これは6区が一番多いということではございませんで、基山の各地区の中では多いほうだという認識をされているということです。それから、6区がそういう犯罪地域であるということでもございません。6区は県境に接しておりますし、高速とか3号線とかそういう大動脈に接している関係で、どうしてもその関係の被害が多数出ているということでございまして、特に6区が犯罪地域ということではございませんので、補足して説明をさせていただきます。時間をとらせて申しわけございませんでした。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長が訂正といいますか、ありまして、大山議員、そういうことでよろしゅうございますか。はい。

日程第2 第39号議案

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、日程第2. 第39号議案 町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○6番（重松一徳君）

第39号議案に対して質問いたしますけれども、1つは、「町の責任者としての責任を明らかにし」とここが大変大事な部分ですけれども、どういう責任を明らかにするのか。というのは、これは書いてあるように、もう20年も前からこの課税ミスというのは発生しまして、町長が平成17年ですか、当選されて町長になるずっと以前からこの課税誤りはありました。そして、それに対して職員も気づかず、そして、その当時の町長、その当時は助役ですか、も気づかず、町長が引き継いだというところで、一体町長にどういう責任があるのかというのが私もはっきりわかりません。職員に対しての管理責任がまずあるというのは間違いないんですね。それと、もう一つは昨年も課税ミスがあったと。そして、そのときに再発防止を含めてマニュアルをつくるというふうに言われていました。こういう課税誤りを二度と起こしてはならないと。税に対しての不信感を払拭しなければならないと。そういう面でのそれができなかったという分での責任なのか。ここをまずひとつ明らかにしてほしいなというふうに思います。

それから、この責任の所在によって責任の取り方が違うと思うんですね。今回、町長は10分の1の3カ月間、そして副町長は10分の1の1カ月間のこの減給をされています。じゃ、これが妥当なのかというのは、責任の所在によって変わってくると私は思うんですね。どういう責任の取り方によって。だから、そういうことの妥当性をまず1つは聞きたいなというふうに思います。

そして、今後の対策、また去年課税ミスのときに言われました対策を、再度強化すると、職員に徹底するというのがあるかと思えますけれども、どういう対策を改めて職員に提示するのか。

まず、この2点について質問いたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

責任の所在というようなことをございますけれども、やはりそれはその時々担当がミスしたと、気づかなかったというようなこと、それもあると思います。しかし、それはもうずっと以前からのことをございまして、それはそれで一応、何ですかね、訓告みたいなことでしたしております。そして、現在まだ在職しております者に対しましても、文書訓告2名、口頭注意1名というような、職員に対してはそういうことをやっております。

しかし、それだけは済まない、それ以前に監理監督ということの責任というのはやはり私どもにあると。それから、人事といいますか、やはり税務住民課をもう少し人を配置するとか何とか、その辺のところも欠けておったのかなというような気も私もいたしております。そういうことからしまして、私どもがこういう形で責任をとればいいのかという問題ではございませんけれども、多くやはりその辺に責任があるということで、今回提案をさせていただいております。

それから、これから起きないようにということをございますけれども、先ほども申ししておりますように、やはりいろんなことに留意していかなきゃいかんということ、それから、私もこれにもう一つ、本当に具体的に実際対応マニュアルといいますか、こういうケースのときには、こういう窓口におきましても、こういう対応でこういうところを注意してこういうところをお尋ねしてというような、そういうふうな実践的なマニュアルもやはりこれから、ちょっと時間がかかるかもわかりませんが、担当のほうで検討をさせたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

この責任というのは、町の責任者としての責任というのは当然あるわけですがけれども、私はそれだけではなくて、過去の経緯を指導できなかったこの責任、私はそれが強い部分があると思うんですね。今回の場合は、特に過少課税の部分でこれは5年しかさかのぼって追徴課税はできませんね。ところが、過大課税の部分について、これは還付は平成5年までさかのぼってするわけですね。その差額、約1,000万円の差額があるんですね。基山町がこの課

税ミスによって1,000万円損しているんですね。約1,000万円。しかし、町長、副町長、今回の3カ月及び1カ月で補正のほうを見れば40数万でしたか、その処分という形なんですね。町民から見れば、基山町は物すごくこの税の徴収方の誤りによって損をしたという中身なんですね。

だから、この責任所在というのは、先ほど町長は職員もかわってというのがありましたね。私は実はそこが一番の問題だと思うんですね。20年間の間、平成5年からとして20年間の間に、今は税務住民課ですね、この税務の関係の固定資産税の徴収に携わった職員はトータル何人いるのかというのが本当は問題なんです。

というのは、職員皆さんはほぼ3年置きぐらいに異動するんですね。ほかにも健康福祉の問題にしてもそうですけれども、全ての皆さんの仕事はそうですけれども、専門的な仕事、専門的な知識を必要とするという部分が物すごく多い中、しかし、町の今の職員管理体制は、オールマイティー、全ての仕事に精通しなければならないという発想のもとにやはり3年置きぐらいに異動するんですね。だから、税務住民課の今回の問題も私は、一環としてこの3年置きぐらいに異動する中で検証する暇がないと、先輩から仕事を引き継いで、そしてその仕事を覚えて、そしてやっと一人前になったころには次の後輩に仕事を引き渡して、自分はまた違う課に行ってまたそこで一から覚えてというのの繰り返し繰り返し、ここに私は物すごく問題があるのかなと、この20年間もこういう基本的な課税の徴収ミスをしたという中では。

なぜかという、町長も、「いや、これは基山町だけですかね。ほかの市町ではこういう事件は発生しないのですかね」というふうな疑問を持たれたことがあると思うんですね。しかし、こういう根本的な固定資産税の徴収のミスというのは実は余り聞かないんですね。それは何かというと、そこに専門的なもの、市なんかは特にそうですけれども、ある程度専門的な人がずっといるんじゃないのかなと。引き継ぎのマニュアルもあるかもしれませんが。この辺の体制ですね、この辺を見直さない限りは、こういう事件はまた起こるんじゃないかと。今回また物すごく地方税の改正の条例が出ていますね。ほとんどが特例です。特例によって変えるわけですね。そうすると、今の税務住民課の職員は、それは今はもう条例の改正で見直しもしながらしていますので、精通してこの間違いはないかもしれませんが、二、三年後にかわった職員はこれはほとんど理解できないと思うんですね。先輩から言われたこの税の徴収の仕方これだけを覚えて、そしてもうこれが間違いなく正しいんだと

いう認識のもとに日々の業務に励んでいるという形になりはしないかなど。

私はぜひともこれは今から先この基山町の職員管理体制の中に、やはり専門職については長期にその職についてもらってしていくというふうな体制をとったほうがいいと。そうすることによって住民サービスが十分できるというふうに私は認識しているんですね。だから、今回の見直しの中にこういうところも含めて入れてもらいたいと私は思いまして、それが一番の最善策ではないのかなというふうにも思いますけれども、この辺についてどうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

先ほど責任のということで、監理監督責任というようなことと、それから、組織人事面でのと言ったのが、やはり私もその辺が気になっておったからということでございます。

それから、今回は先ほどのあれには出しておりませんが、たしか去年のときにはその辺もう少し、もう二、三年のサイクルで何もかんもなしに人事配置するというのではなくて、今おっしゃったような、専門職ということではございませんでしたけれども、ある程度やはり専門性がある仕事ですので、ある程度の長くそこに在職するというようなことがやはり必要だというようなことはたしか申し上げたというふうに思っております。

特に、窓口の若い職員はある程度のサイクルでもいいかもしれませんが、やはりもう係長、課長になると、ある程度しっかりそこで見ていくというようなことが必要だというふうに私も感じておるところでございます。特に、何か制度を見直さなきゃいかんとか、去年の課税のときもちょうど見直しのときでございましたので、そういうときにはなるだけかえなくて、3年パターンか何かでかわっていくときには、やはりその辺も考慮しながら人事配置をしていくというようなことを、これからもやはりやっていかなきゃいかんと私も思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。神前議員。

○1番（神前輔行君）

1点だけ町長に確認させていただきたいと思います。

町長が副町長を置かれたときに、副町長は外部的というより内部的にしっかりしていただ

きたいということを言われていたと思います。副町長を置かれてから課税誤りが2回続きました。これは町民の方は、副町長を置いたのにこういうふうな誤りが次から次へと出てくるということはどういうふうに捉えたらよろしいですか。それとも、副町長を置いて内部的な改革が進んできて、今こういった誤りをどんどん見つけて、今後ないようにするために今こういった問題が出てきている。今後こういうことがないようにしていくために、改革が少しずつ進んでいるからこういう問題が出てきているというふうな捉え方をしてよろしいのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

どちらかということでもないと思います。私が副町長に期待したのは、今おっしゃいますように、やはり内部の組織的なことをしっかりと指導してもらいたいと。それから、文書のつくり方にしても何にしても、そういうところをやはりいま一度外部からの力、目で指導してもらいたいというようなことで申し上げたと思います。今度の課税誤りが果たして副町長が去年来てそこで見つかったのか、そういう話でもないと思いますし、何で見つからなかったのかという話でもない、私はそういうふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

確認でありますけれども、全員協議会の中で、20年間かかっているわけですが、この調査をどの時点までやられたのかで、退職された方には調査とか話を聞いていないということだったと思うんですけれども、その確認を1点お願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今回につきましては平成5年までさかのぼって還付しておりますので、現職については全員に調査をいたしております。ただその中で、退職職員については調査まではいたしていません。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

調査をされていないのは、できないのか、それともしていないのか。それはどちらですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

調査自体はいたしておりません。していないということです。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

今回の件は、職員が20年間わからなかった部分を新たな手法とかいろんなことに気づいて発見、発生したわけですね。やはり昨年から続いているこの不祥事、細かいことと言えば今回のいろんな資料とかも、大きな間違いとかあってはならない数字の間違いとか出されています。やはり根本的にももの考え方を追求していかないと、いつまでたってもこの事件は起きてくると思うし、重松議員がおっしゃるように、職員の意識も変わってこないし、やはり専門性が必要でないかということで、さんざんこの件に関しては職員の専門性をもう少しつけるという話もしていますけれども、そういったことは「いいえ、大丈夫です」という話をしているでしょう。だから、もう少し根本的にですよ、なぜ起きたのか、なぜ気づかなかったのか、ということの原因がわからないと改革は起きないですよ。そんな意識の低い中で意識改革とかいろんな研修をうたってもだめですよ、無駄ですよ。実際に300万円以上の町民の血税を失っているわけですね。これを改めて調査するときに時間外でされている部分の税金も使っているわけですね。それはロスじゃないですか。町民に対する背信行為と言ってもいいぐらいの内容というふうに考えないと、根本的に変わらないものは何ぼ上塗りしても一緒ですよ。あってはならないこと、絶対あってはならないことという観点に立って物事を考えて始めていかないと、変わらないんじゃないですか。一番大事な町民に信頼を置かなければならないこの税という部分ですね。私は根本的にもう一回調査をし直して、根本的に対策を練ったほうがいいんじゃないかと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

根本的にとおっしゃいます、まさにその辺かと思えます。根本的に考え直す。

何日か前の佐賀新聞でございましたか、これを言うとおかしな話になりますけれども、県の監査で370項目ぐらいにわたって監査の指摘があっております。その中で19項目だったですか、その中でも重要なというようなこと、そして、その中で自動車税の誤りとかその辺のところの税も三、四件、四、五件ぐらいあったと思えます。そこで監査委員の、池田さんという方かな、おっしゃっていたのは、やはりもう少し職員の意識を高めなきゃいかんというようなことをおっしゃっていました。それに対してではないでしょうけれども、知事のコメントとしては、これはもうそれで私も言いわけするつもりはございませんけれども、職員数がもう随分前から減っておるんだと、だからやはりちょっとミスが起きるといようなことも出てきておるんじゃないかと。だから、それに今度はさらにもう一つ対応していかなきゃいかんというような、そういうようなコメントをなさって、新聞に載っておりました。

午前中も言いましたように、職員数をかなり減らしておりますし、それで言いわけができるというわけではございませんけれども、やはり今度はそれに対応する、その対応するというのは何かと、コンピュータが入っています。そのコンピュータの使い方、それにもやはり問題がある。頼りすぎ、それもやはり問題があるといような、その辺もいろんな意味を含めまして、やはり見直していかなきゃいかんというふうには私も思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

この職員の調査につきましては、実際今の担当職員が20名ほど、それから係長が2名、それから課長が今2名ですかね、今現におりますので、今20何人の職員に事情聴取をしております。

そして、なぜ起きたと思うのかという根本、それから、今品川議員も言われたように、税は私も絶対間違っはいけないといような認識でおります。ですから、そういう賦課をしたときにどういう認識でいたのかといような調査をずっとしております。職員自体は、税ですので間違いがあってはならないとは思いますが、確かに間違おうと思っした職員は1人もおりません。20年の積み重ねといことで、こいうふうに今起きて損害を与えておりますけれども、全然なかった年もあるし、年に1件といこともあります。だからい

いというわけではありませんけれども、職員自体もそういう軽い気持ちで業務を行っていたのではないという調査もいたしております。だから許されるということではないですけども、それでも間違っておりますので、今後はさらにその職員の本当の意識改革をやっていかなければならないし、本当に職員が意識を変えないといけないというような思いを持って業務に当たっていただきたいというふうなことで、今後も研修をやっていきたいというふうに思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

私はこの件の午前中の一般質問の中で最後にちょっと時間がなかった関係で、再発防止策についての信頼回復をどのような形で取り組むのかということで7項目上げてあるわけですが、要は、本当に一番最後に町長にまた問いしたわけですが、本来なら私は固定資産税の専門職を置いて当分の間やはり職員の教育をしながら、税というのは町民の信頼を一番もらうほうだから、まして固定資産税というのはやはり基山町で一番大きいこれから先も財源ですので、やはり町民の信頼を得るためにはこういうふうな間違いがあってはいかん。

そのためには先ほどから総務課長が言われましたように、退職した職員、課長もこの20年間のうちには相当おられますわけですが、せいぜい10年か15年ぐらいさかのぼって、「こういうのがありましたよ」ぐらいの1回の話し合いぐらいはして、その人たちにも認識を広げて、こういうようなことがあったということぐらいはやはり伝えていただきたい。

最後に私は町長の所感をということで聞いたときに、固定資産税の専門職を置く必要があると思いますか、または置いたらどうですかということで、ちょっと問いをそこまで言う時間がなかったんですが、この件についても総務課長と町長、答弁のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

専門職というか、どういう方を想定なさっておられるのか、ちょっと私もわかりませんが、本当に税理士、計理士あたりを張りつけるのかどうかと、そんなところまで本当にやるべきなのかなというような、やるにこしたことはないんでしょうけれども、その辺のと

ころもちょっと疑問ですし、退職なさった方あたりにその辺のチェックをお願いするというようなそういう方法もあろうかというふうには思います。そういうことはまた含めて検討していくべきかなというふうには思います。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

専門職については、今町長が言われたように、すぐに置けるかというとなかなか難しいものがあるかと思えますけれども、重松議員も先ほど言われたように、やはり人事配置上の措置というのは確かに、3年ごとにかえるというようなことではなくて、もう少し長期的にローテーションを考えると、そういうことはやはりやっていく必要があるというふうには認識しております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

ちょっとさっき私がもう一つ総務課長に聞いたのは、ここ10年来ぐらいに、今現在退職された課長とか係長そういうような人たちにも、こういうふうな二度もある固定資産税の課税誤り、そういうのを協議されて話をされたのかということ、ちょっとまた念を押したわけですが。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

されたのかというとまだしておりませんが、今後してほしいというようなことでしたので……そこは10年前ぐらいの課長までは調査をしたいというふうに、品川議員も言われていますので、調査をしたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

固定資産税の専門職については、やはり鳥栖市なんかは8年ぐらいおったわけですね。ちょっと私の息子のことを言っちゃいかんですけど、税務課のほうに初めおりましたが、

8年異動がなくて8年おりましたが、大変勉強になったということもありますが、そういうふうな年数もやはり勘案していただきたいというふうに思うところです。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。木村議員。

○4番（木村照夫君）

いやですね、税務住民課というのは町民からお金をもらう、収入を得るという大事なところですね。それをごまかして間違っ収入を得たということでございまして、今パソコンがはやっております。データ処理の演算回路はみんな詳しくインプットできますけれども、その反面、ソフト面ですね、ちょっと税法が変わった場合なかなかソフト面はいじれないと。そういう観点で、今から先、税のスペシャリスト、若い者130人の職員がおるわけでしょうが。その中でもやはり1人税務住民課に張りつけて、優秀な税の専門職をつくる、育てる、そういう方式を行ってもらいたいと思いますけれども、いかがですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かにやはり専門職が高い職でもあるし、それから今おっしゃいますように機械化、パソコンが入ってきておりますから、そちらのほうにも強い人間をやはり張りつけていくべきだと、そういう人事をこれからはやはり考えていきたいとは思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それが一番早い解決法ではないですかね。それを求めて130名の職員の中に1人当てて育成するという方針をお願いしたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

田代副町長。

○副町長（田代正好君）

先ほどから専門職の話が出ておりますけれども、県のほうでは税務専任官ということで、本人が希望すれば税専門に配置するようになっております。ただ役場のように組織が小さい

場合、そういう専門官を置いた場合に人事が硬直するという点と、あと異動先がないもの
ですから本当にモチベーションが下がるというそういう問題も出てきます。

ですので、ただ長期に置くということではなくて、今3年ぐらいで回しておりますけれど
もそれを5年ぐらい延長する。そしてまた、核となる職員を必ず1人経験者を置くとか、係
長または課長になる人は必ずこういう税を経験した人、そういう人たちの中から選抜すると
か、そういうことを考えていく必要があるかというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようでございますので、第39号議案に対する質疑を終結します。

日程第3 第40号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第3. 第40号議案 基山町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とし、本案
に対する質疑を行います。河野議員。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

この会議を設けること自体は大筋としては反対ではない、むしろいいことだと思ってい
るんですが、要は、この法の目的は子供の健全な療育を町が保障して、安心・安全で子育てし
やすい町にしていこうというのを完遂するために設置されるのが目的であると判断しており
ます。

その上で、役員の構成というのは非常に重要なところだと思うので、この組織及び任期の
ところに、13名以内で学識経験を有する者から5段階ぐらいこういう人たちを置きますよと
いうふうになっているんですけども、今のところの腹案でもいいですし、例えば学識経験
者は何名ぐらいとか、そういうような人数の割り振りというようなものは考えておられるん
でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

委員の構成としましては13人以内であることを条例に上げさせていただいております。それぞれに5項目にわたりどういう内容の方をとというふうには考えておりますが、現時点では、学識経験を有する方として1名、学校の先生なりそういう専門の知識を持っていらっしゃる方を1名というふうに考えております。それと、子育て支援に関する関係団体の方ということで8名。大体幼稚園とか保育所とかといったところに関係される方あるいは認可外の保育所とか放課後児童クラブの関係の方とかを想定しております。それと、公募による子供の保護者の方として3名。あと、事業主及び労働者の関係の方として1名。一応この合計13名ということで想定をさせていただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

これは決定ではなくて、まだこれから検討する余地もあるということで判断していいんでしょうか。というのは、もうちょっと僕は公募型の保護者の方が多い人数でやられるのかなという気がしたんですけれども、広いニーズをやはり吸い上げていろいろやらなきゃいけないというようなこともおっしゃっておられましたので、その辺のことは検討の余地があるんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

今おっしゃられたニーズ、そういうものに関してはニーズ調査というものを実施しますので、大勢の方に現在どのようなニーズがあってどういう供給量が必要なのかというのは一定量ははかれると思いますので、それに基づいたこれからの事業計画の中身を、じゃ実際にそれで事業ができるのかどうかというかなりの部分も含まれてきますので、そういった関係の団体の方にもお入りいただくという、余りの大人数になりますと会議自体の開催自体もありますし、よその事例を見ましても10名から15名の中で会議を実行されているというのもありますので、ただ今この人数で会議をする予定にしておりますが、若干の人数の変更もあり得るのかなというふうには考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

要は、こういうところは弾力的に、まだこれからやってみなきゃどういことが起きるかもわからないということもありますので、この辺は柔軟に考えていただいて、この会議を設置する目的だけは十分に損なわないような形での運営を逐次検討していただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

ちょっと所管ですけれども、この子育て会議をつくる前提となる義務づけされたほうは、事業計画をつくるということですね。子育て支援計画、支援事業計画をつくるほうは義務づけされて、会議自体は努力義務になっておるから、つくってもつくらんでもいいということですかね。ただそれをあえてつくるのは、恐らくその支援事業計画を策定するためだと思うんですけども、1点お伺いします。次世代育成支援行動計画というのがありますね。既に基山町はつくっておられるでしょう。それとこれは、何か見ておったら、似たような話ですけども、それとどう違って来るんでしょうかね。それが1つと、その次世代育成支援行動計画にまつわる町のそういう諮問会議とか諮問機関みたいなやつは、ちょっと私勉強不足でわかりませんが、既に置いておるのではないのか。その辺をちょっと確認します。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

御指摘の次世代育成支援行動計画は後期計画がございまして、平成26年度、法自体が26年度までの時限立法でありまして、26年までの計画を策定をしまして、会議も持ちまして、年に1回ではありますけれども進捗状況等の検証をしていただいております。その会議はあります。

それと、この支援法が今後どうなるかというのは、はっきり言いますとまだ明確にされておられません。ただ今ある情報の中では、これを今回の子ども・子育て支援実施計画のほうに

変えるのではないかというふうなことは言われておりますが、ただ明確に終わるとはまだ出ておりませんので、ただもしこれが続くようであれば、またそちらのほうの行動計画のほうもつくらないといけなくなりますので、それはちょっと、先ほど御指摘のように、中身についてもかなりかぶる部分があります。ただ支援法のほうがもう少し広い範囲の計画になっています。年齢にしてもいろんな事業にしても。今回の事業計画のほうはもう少しターゲットを絞ったところの小学生以下ぐらいをメインにしたような事業が多々ありますので、若干中身のポイントは違いますが、大きなところでいくと、やはり支援法のほうが広い範囲での子育て支援の事業をつくるというところではありますが、現時点ではまだ明確にはなっておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

この子育て支援法に基づいて合議制の会議をつくるということに反対するわけではありませんが、その関係からすると、その26年までで次世代育成支援行動計画というのがどうなるか、その後がどうなるかということを見きわめて、新たに立ち上げればいいことではないんですか。私もたしか次世代の全部、保育園の関係とかで全部読み込んだことがありますけれども、相当似た、かぶった内容ではないのかと思うんですよね。それは、それを入れてそういうことも読み込んで、新たにこの会議を立ち上げておくという意味合いであれば理解はしますけれども、ちょっとその辺が疑問に思うんですよね。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

先ほどまだはっきりはしていないとは申し上げたんですけれども、ほぼ取ってかわるような内容になるというふうに理解しながら我々も、県のほうの会議の中でも、はっきりはしないけれども多分終わるであろうというところで、次のステップ、子ども・子育て支援事業計画をつくるということで、私どももこの会議を新たに設置して計画をつくるし、またこれからの子ども・子育て支援事業に関しても御議論いただくということで会議を設置することをお願いしております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

済みません。うちの所管です。1点だけ町長にお聞きします。

所掌事務第2条の中に、「町長が必要と認める事項について諮問に応じて調査、審議する」というふうにあります。町長は子育て支援には熱心だというふうには私は評価するものがありますけれども、今後、どういうことを基山町の課題として、諮問の課題として考えられていくのか。今頭にちょっとあるならば、いやまだありませんということであれば仕方ありませんが、御披露願いたいと。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

具体的に何というようなことじゃございませんけれども、今やはりちょっと思うのは、これから本当に子育て、子供を育てていくためには、やはり認定こども園、保育所と幼稚園というようなこの関係のあり方、基山町の将来どうあるべきかというようなこと、これは今も一応こども課のほうでは考えておりますが、議論はしておるようでございますけれども、この辺のところを本当に将来的にどうするのかというようなことは大きな課題かというふうには私は思っております。それだけじゃくて、それはもう組織上のことでございますけれども、本当に子供をしっかりと育てていくというようなこと、これは町としても大事なことです。折に触れそういうことで諮問をさせていただくということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

何か早く、はっきりと目標も決まっていないというお話の説明ですね、課長の話は。どこまでターゲットを絞るのかという話も明確に決まっていないですし、どういう施策というのも余り印象には、答弁を聞いていたんですけれども。先ほどから言われている次世代支援が26年までということですが、その次の計画としてこれを考えられているのか。これは別ですよということでは考えられているのか。

それと、これは子ども・子育ての年齢のターゲットを決めますよね。その世代だけの計画なのか。その世代、社会だけにこういった子育てしやすいですよ、こういうふうには充実させ

て、人口増とか子供たちをつくっていただくとかそういうところまで広げていくのか。その辺のところはどこまでを含んだところの会議になるわけですか。

それと、第1の「合議制の機関として」、こういったことは余り聞いたことがないですけども、このシステム、少し説明いただければと思います。勉強不足なので教えていただければと思います。

以上、お願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

ターゲットがはっきりしていないというのは、あくまでも次世代育成がはっきりどうなるかちょっとわからないというところで、それをどういうふうな形で引き継ぐのか、終わっていくのかというところでわからないということですが、子ども・子育て支援事業計画の中には国のほうから、国と県と市町村が一緒になって、実施主体は市町村が実施をしますけれども、国なり県はそれを重層的に支えるという位置づけのもとで今後この事業計画を実施していくというふうになっています。その中で国のほうで大きな指針をつくられて、それに基づく計画として市町村が定めて、定めなければならない必須の事項あるいは任意で市町村で定めていい事項というのがある程度指示をされ、事業計画としてはそういうものが主なものになると思いますので、それはその事業計画としてつくっていきたいというふうに考えております。

ただ後段で、先ほど松石議員からも御質問がありました、町長の諮問に応じて町の子供に関する施策について諮問するという形になりますので、その合議制の中で我々が今後子育て支援策をやる際にはその内容等を提示しながら諮問していただいて、その問題点などいろんなところを御議論いただいて施策を実施していきたいというふうに考えております。

それとあと、合議体ということは、その中で御議論いただいて、1つは国の法律の中にも合議体の会議として設置するということでもありますので、そういう形で上げさせていただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

この進め方なんですけれども、この子ども・子育て会議の意見をさまざまところで聞いて、それをもとに計画をつくられて、もう一回これでフィードバックしてもう一回会議にかけるという進め方をするのか。最初にこちらのほうで計画をつくって、それをどうでしょうかというふうにされるのか。その進め方はどういうふうに進めていくと思っていらっしゃるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

まず、最初の本年度の会議としましては、ニーズ調査を実施をしますので、その内容を提示させていただいて御議論いただいて、補強する部分あるいは変える部分があれば御意見をいただいたところで実施をしていきたいと思っておりますし、事業計画を策定する際にも、一定の内容を提示しながらその中で御議論いただくという形で、諮問という形になりますので、お願いをしたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ここにいらっしゃった方が、コンサル、コンサルというのはもうやめまじょうと、基山の自前に合ったものをつくりまじょうというので、今回も私は基山町の子供のために作る政策の基本の計画だと思うんですけれども、やはり県とか国とかということもあるでしょうし、ほかの町もあるでしょうけれども、基山独特の部分がありますよね。やはり基山の中の方を入れて会議をするということで計画をつくっていくならば、独自のもの独自のものとして、やはりいろんな現場にいる方、保護者の方も入っていただくんですから、より基山に本当に合った計画をぜひつくっていただきますように、どこかに発注してできましたよというようなことは絶対にならないようお願いしたいですけれども、そのところはお約束できますか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

内容的には今議員がおっしゃるような形で、基山町のニーズに合った供給量を提供できるような事業計画をつくっていききたいし、基山の地域性に合った内容にしたいとは考えており

ます。ただ、それを進める中で、どうしても先ほどからありますように、限られた職員で通常業務をやりながらのやはりこの大事な計画をつくっていくわけですので、なかなか職員だけではできない部分もあるかと思いますので、その点についてはそういった専門の方にサポートをしていただく、業務の委託をするということは、最小限の中でお願いをしたいというふうには考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

所管ですので大枠だけ聞かせていただきます。

まず、きのうも一般質問しましたように、この子ども・子育て支援法を含む関連三法、まだ非常に不安定要素が多い中で進めなければいけないというのは、課長自身もかなり不安があると思います。その中で、まず先ほど次世代育成支援行動計画との整合性みたいなことも言われていました。ただあのときは公募は一切なかったですよね。最後のときにちょっと2人ぐらい入っていただいた経過もありますし、この組織の中で学童保育の関係者も入れていただけるということで、私もこれはぜひ要望しようと思っていました。というのも年間290日開校しているわけですよね。しかも夏休みの長期期間中を入れると450時間、小学校にいる時間よりも長いわけです。それだけやはり子供と接する回数が多いということで、ぜひともこれはお願いしたいということですね。

それでちょっと質問ですけれども、まずこれを条例にしようと思われた理由、恐らく条例にしなければならないとはなっていないと思います。要綱ではなくて条例にされた理由。

それと、この任期が2年で、再任を妨げないというふうになっていますけれども、大体どれぐらいの期間の、いわゆる行動計画をつくってしまえばそれで終わりなのか、それとももっと先に進むのか。これはまだ曖昧なところもあると思いますけれども、わかる範囲でお答えください。

とりあえず今2点、お尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

1点目の御指摘のなぜ条例で定めるのかという点ですけれども、確かに御指摘のように法

の中では「つくることができる」という、設置義務は負っておりませんが、ただし、この子ども・子育て支援法77条の規定に基づく合議制の会議をつくるのであれば、条例で定めなければならないという規定になっております。本町としましては、この子ども・子育て支援法に基づく合議制の会議としてこの会議を設置するというので、そして、やはりこれからの10年間の子ども・子育て支援に関する大きな事業計画ですので、やはりきちんとその会議の位置づけを条例で定めることによって会議を運営したいということで条例化をさせていただきます。

それと、今回、任期は2年としておりますが、会議自体は検証も、次世代育成でもありませんけれども進捗状況とかの検証とかもござりますので、やはりこの計画期間は会議を継続的に一定程度開くという想定の中で考えております。頻度はどれくらいかというのはまだちょっと未定ですけれども、やはり継続的に、我々が立てたこの計画がどのような進捗状況で、じゃ、どこにどういう問題があるとか、そういった部分も御議論いただくような形になればというふうには考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

1点だけと言いましたけれども、ちょっともう一点だけ聞かせてください。

今回、この子供の定義が18歳以下になっています。その中でこの組織に当たるに当たって、18歳というと高校生も含まれます。その関連された人も選ばれるのか。また、その内容もそれに沿ったものにするのか。それとも、やはりあくまでも子供を中心、子供の定義が18歳以下と言いながらも、実は中学生ぐらいまでを対象にするのか。その辺の方向性を1点。

それと、今回やはり一番大きなところでもあるのが、先ほどもいみじくも町長が言われましたように、認定こども園に関して幼稚園の関与というのを町がやはり進めていかなければいけない。これについて町の方向性とかというのが、もし今の段階でわかればお答えいただきたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

確かにこの法律の中では定義づけはされております。ただし事業計画の中では、中身を見

てみますと、高校生とか中学生に対する支援というのはちょっと薄いとは考えています。ただ事業計画ではやはり国の指針なりがありますので、それに基づいてつくるようなことにはなるとは思いますけれども、それ以外の基山町の施策としてそういった部分が必要になってくれば、その中でもこの会議の中で御議論いただくようになるかと思えます。

認定こども園に関しましては、ことしの5月に町内の保育園、幼稚園、認可無認可含めてその関係の方と会合を開きまして意見交換という形をさせていただいて、今後子ども・子育て支援法に絡む計画をつくりますのでまた今後ともということで、その前段の意見交換会として開かせていただいたときに、幼稚園の関係者の方から「まだ認定こども園については不透明なこともあるし、なかなか将来的な部分があるのでまだ未定です」というようなこともありまして、国のほうはこの認定こども園をふやしていこうという発想の中で法の改正とかもやっておりますが、現実的にはまだちょっと済まない状況で、町としてもニーズとかも含めながら、今後どういった方向がいいのか方向性を明確にしていきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

3回目。ちょっと確認だけさせていただきます。私も今忘れていましたけれども、総合こども園という名称がありましたよね。要するに、認定こども園が総合こども園に変わって、今は認定こども園の改正というふうになっているのでしょうか。これはちょっと確認です。総合こども園というのはもう完全になくなったということでもいいんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

この法自体が民主党時代の法でございまして、そこでこの法案を通す際に3党、民主党さん、自民党さん、公明党さんの3党で議論をされて、3党合意の中で、総合こども園の場合はもう義務づけだったんですよね。もう総合こども園のほうに全て行かないといけない、将来的に行かないといけないというふうに規定していたんですけれども、やはりいろんな事情が、幼稚園さんなりいろんなところでの諸事情があつて、それはもっと選択制にしないといけないよというふうな中身の合意になりまして、そして総合こども園は廃止になりまして、

一応認定こども園法をやめるという法律を出そうとしたんですけれども、それをやめて認定こども園法ということで今は認定こども園というふうになっております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

1点だけ伺います。中身というよりも条例の立て方なんです。章立ての仕方。この40号議案第1条の設置から読んで、これは一体何のための条例なのかというのがさっぱりわかりません。子ども・子育て支援法を理解しないとわからないみたいな条例ですね。私はもう今から先の章立てをつくる時には、この条例を読むだけで大体の意味がわかる、この条例はこういう目的でされているなということ、必ず目的をはっきりしたほうがいいと。これは、「国がしたから、じゃ、しますよ」みたいな目的なんです。私は、こういう目的ではだめと。基山町は基山町のやり方というのもちよっと出ましたけれども、やはりきちんと目的を明らかにしたほうがいいと思いますけれども、この辺の章立ての仕方は研究されましたか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

これ自体は会議を設置するという目的で条例を制定させていただいておりますので、条例自体は会議の設置が目的となります。では、今議員が御指摘のように、そもそも何でその会議を開くのかというところが不明確ということではありますけれども、基本的には、まずは会議を設置して、所掌事務の中にありますような事業をここでやるという目的で会議を設置するという理解のもとにこの条例を上げさせていただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

じゃ、子ども・子育て支援法、抜粋で章を載せてありますね。その中の目的第1条、これはここに書いてある国が決めたとかいろいろ書いてありますけれども、基本理念、第2条、3点について書いていますね。こういうのを今から先基山町は行いますというのがこの子ども・子育て会議を設置する目的と思うんですね。だから、私は、少々文章が長くなっても、

読んだ町民の方が「あっ、この条例はこういう目的で今回つくるのかな」とわかるような章立ての仕方をしたほうがいいと。ほかから持ってきてほかを調べないとわからないような条例の制定の仕方はなるべくせずに、そこの項目だけ、この条例を読んだだけで大体の目的もわかるみたいな仕方をしたほうがいいというふうに私は思うんですけども、この辺はやはり研究してもらいたいと思います。これは法令審査会でもこの辺は少し指摘をしたほうがいいと私は思いますけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

先ほど内山課長が申しましたとおり、これは会議条例ですので基本的には設置というのが第1条に来て、今重松議員が言われるように、例えば基山町子ども・子育てに関する条例とかであれば当然その目的なりが第1条に来るとは思いますけれども、会議の設置についての条例ですので基本的にはこういう条例のつくり方になると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第40号議案に対する質疑を終結します。

日程第4 第41号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4. 第41号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第41号議案に対する質疑を終わります。

日程第5 第42号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第5. 第42号議案 基山町税条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○6番（重松一徳君）

これは私も何回読んでもわからないと、済みませんけれども、難しいんですね。これは国のほうの国税も改正をしたと思うんですね。特に東日本大震災の復興予算をつくるために、所得税も特例でしたか、2.1%課税とかいろんな部分、法人税もされましたけれども、そういうのもする中で、地方税の一部改正もあわせてやっていく部分が多分にありますね。

そこで、1つは説明も含めてまたお願いしたいんですけども、延滞金等の利率の見直し、これが例えば現行14.6%ですか、これは9.3%、7.3%にプラスの1%、1%ですかね、9.3%ですね。こういうふうになりますし、今までは納期限がもう過ぎればこの14.3%を適用していた部分を、例えば1カ月以内だったら、4.3%ですね、1カ月以内であれば4.3%を3%とかにする部分とか、こういう部分に実際に私たちの日ごろの生活に物すごく影響する部分でもあるんですね。だから、この辺を資料等もいただいておりますけれども、なかなかわからない面があるので、もう少し何かわかりやすい、特にこういうところについては町民の方にわかりやすいパンフレット形式のこういうふうなところが変わりましたというのを作成をまずしてもらいたいと。そして、そういうことをすることによってほかの課の職員も当然それを見て「あっ、今回地方税の一部改正がされたんだな」というのもありましょし、職員の方に町民の方から質問されたときには最低限のことは回答できるみたいな勉強もしなければならぬ問題だし、私たち議員もしなければならぬと思うんですね。

それでここについてはもう余り詳しくは聞きませんが、1つは今回、これは何条になりますかね、県民税もプラスの500円、町民税もプラスの500円ですね。これは10年間ですか、これは私は目的税だと思うんです。東日本大震災をもとに防災・減災含めて、基山町は基山町の防災・減災に充てなさいと。これは2年ぐらい前にさかのぼって県のほうでこの法改正をされて、実際今回町民税が引かれるのは26年4月からですけども、その前からこの法律は決まっていたんですね。そして、予算の先取りをしてこの防災・減災の対策をしてもいいんですよというのがあったんですね。だから佐賀県は県民税のプラス500円を使って、例えば各高校に臨時の発電機を設置するとか仮設のトイレを設置するとかそういうふうな取り組みを申しているんですね。基山町はこの24年度にもこの県民税の目的税プラスで何かやろうというものがないんですけども、この10年間で一体幾らの基山町は防災・減災に当たることができるのか、目的で。計算すればわかりますよと言われればそれまでですけども、500円掛けるの均等割の五千八百何人かありましたよね。掛けるの約10年分。約5,000万円ぐ

らいあるのかなというふうにちょっと思いますけれども、ここをする中で基山町はこの町民税のプラスの500円をこういう防災・減災に使いますよというのを町民の方には明らかにしないと、町民の方は500円町民税が上がったけれども、これは先ほどの税の信用にもつながりますけれども、言われたから払ったみたいではなくて、こういうふうなところに基山町はこのプラスの500円は使いますというのを明らかにすることによって、「あっ、これだったら私たちも協力してプラス500円を払おうかな」というふうになってもらわないと、知らないうちにこれは取られていたでは困りますので、この辺何かきちんとした回答できる部分がありますか。何点か言いましたけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

最初のほうの質問の中で、延滞金が26年1月1日から施行というふうになっております。それで、きょうの最初の議案にもありましたように、私たち、課税誤りというものを起こしています。その中で申告制度というものがありませんでした。その広報についてもちょっと十分にできなかったという部分がありますので、今回の基山町の税条例改正で特に26年1月1日からの改正部分については、遅くとも12月1日広報には間に合うように全世帯への内容説明の配布は行いたいというようなところで、今係の中でわかりやすい言葉を選びながら考えている途中です。

その中でもこの500円、標準税率3,000円を500円を加算したところの標準税率にしますという法案が成立しておりますので、そこで計算しますと、8,556人というのが25年度の課税状況調べの中の均等割の人数になっております。単年度で427万8,000円程度になりますので、10年で4,278万円という額がこの500円を上げることによって収入として上がってきますので、これについてはきちんと基山町で計画される防災事業に使いますという、この防災事業についても実質事業を起こすのは総務課になりますので、総務課とも十分話をしながら今度の12月1日までには住民の方に説明をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

同じことなんですけれども、全員協議会でいただきました資料のその500円の使い道ですね。10年間で4,278万円で、消火栓に4,000万円、更新。ほぼ、あと消防自動車とか消防ポンプとかありますけれども、多分これは消火栓の置きかえにかえていく。これが正式の計画かどうか知りませんが、500円という東日本大震災にまつわる、県は500円、合計で1,000円の増税なんですよね。地方で言わせると、私から言わせると、ただ乗りで税金をポンと上げておるといふことしか見えんですけれども、その使い道が消火栓をこれから10年間で置きかえていきますという話で町民が納得するのでしょうか。本来的にこれは町がやらないかん事業ではないですか。新しく本当に、最近で基山には運良く来ていませんけれども超弩級の豪雨対策とか、まだわずかにそれで基山だけ被害免れているケースが非常に多いですけれども、本当に大きな地震とか新たな大型の災害、それに備えることのほうが今から必要じゃないんですか。

今までやらなきゃいかん事業に置きかえていくなんていうことでこの10年間やっていきますということであれば、これは町民から見たら「何の話ね」と。それは大火災が起きたときのことを考えたら、それも大きな防災ですから言えますけれども、どうしてこういう形になるのか。しかも、消火栓更新事業は第4次総合計画に書かれている政策で、実施に向けて検討と町長評価されているからこれを上げていると。それは東日本大震災にまつわる増税とは全く関係ないでしょう。真剣にこれから基山に起こり得る災害を想定して、この10年間こういうものに充当していきますよということを考えられたのかどうか。まず、そこからお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

後藤議員さんの質問に直接お答えになるかどうかわかりませんが、今回の500円につきましては、国のほうではその500円を普通交付税から減額をして、それを復興財源のほうに持っていくような考えで思っております。ですので、この10年間特例の間、均等割の標準税率が500円上がりますので、当然地方交付税の算定についてはその500円上がった額で算定をされますので、地方の普通交付税についてはその500円分は何もしないと収入が減ります。500円を増税して今までの一般財源と同じ額になるという仕組みになっております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

いや、それも初めて聞きましたけれども、いや、それはそうであっても、町民の人にどうやって説明するんですか、この500円。500円の使い道はこうですということをどうやって説明するんですか。交付税が減らされますから、従来やっておる事業に充当しますという説明をされるんですか。どないしますか、来年の4月からやるというんだったら。

○議長（鳥飼勝美君）

これはちょっと町長か副町長か答えてもらわんと。小森町長。

○町長（小森純一君）

そもそもこれは24年にそういう通知がございまして、さあどうしたものかというようなことで私どもも検討した経緯がございまして。そのときには、500円抛出して大体東日本大震災と何で関連するのかなというふうな疑問もまず根底にはあったんですけれども、その500円引く、そして、各市町村でその用途によっては国からそれを支援するというような話だったと思います。

それで、それじゃということでそのメニューを見ましたら、それこそ非常に限定されたメニューでございまして、基山町にはほとんど該当しないといえますか、防災という観点からすれば当然消火栓もそうですし消防自動車もそうですし、それらの更新も防災だろうというようなことでそれに充当できないのかという検討もしましたら、それはその当時はだめだということでございましたけれども、その後いろいろと変わってきまして、いわゆる新しい何かということではなくて、そういう考え方ではなくて、防災という名目の中で使ってもいいと、予定の事業でもあろうし、従来のやつの更新でもあろうし、要するに防災という捉え方であればそれで使ってもいいというように変わってきたと私は思います。

それで、それじゃ、やっぱり基山町としてもみすみす交付税に関連するような引かれるようなそういうことではなくて、やはり防災に使わせてもらうというようなそういう考えになったと。以前はもうそういうのは使えないような何かわからんようなやつは、住民の皆さんに500円負担させるということとはというような、それはもう私どもも当然考えましたけれども、今やそういうふうに国の考えも変わって、大分範囲が広がって防災という捉え方でございますので、その辺のところはご理解をいただけないかなと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今回の個人住民税の標準税率500円の加算につきましては、財政課長が言いましたように、国のほうが地方交付税を市町村上において標準税額が500円上がったということで減額してまいります。この500円分については東日本大震災の復興に国のほうで使用させていただくということになっております。

しかし、この分の全国での500円の加算につきましては、緊急防災・減災事業に該当させないと500円は上げることはできないというふうな形で、平成23年に言ってきておりました。この防災・減災事業が起債事業で防災拠点施設、それから防災資材等設備・施設とか防災行政無線のデジタル化、それからJアラートシステムとか、それから消防救急無線のデジタル化、こういうものじゃないともう500円は上げられないということで、国のほうが言ってきていました。これで全国に国のほうが周知して起債事業として行ったわけですがけれども、その財源がすぐ枯渇して、どこも手を挙げたものですからもう財源が枯渇してしまったということです。

ですから、平成23年においてはもうJアラートについても防災行政無線についても、それから救急の無線については広域ですけれどももう既にやっていますので、基山町においてはもうこれには適応させられない。防災拠点とかもありますけれども、簡単にできるものではありませんので、この該当事業はないということで500円についてはちょっと見送っていたわけですがけれども、その後、国のほうの考え方がちょっと変わって、既存のそういう防災・減災事業であっても、単独の防災・減災事業についてもこの500円を適用しても構わないというようなちょっと緩和されたような考え方が出されましたので、基山町でもこの消防自動車更新事業というのが、消火栓も今言われていますけれども、消防自動車更新事業というのが確かに、更新ですので既存事業かもしれませんけれども、まだ実施計画等上がっておりませんが、8,650万円程度買い換えでかかります。これは買い換えをすると全て単独ということになりますので、この分を全て使わせていただきたい、今あるのは使わせていただきたいというふうな考えで、今回上げております。

国のほうも25年度に考え方をちょっと緩和いたしまして、消防団の機能強化事業ということで平成25年度に新規に防災・減災事業というのを上げてきております。これはちょっと機能を上げないといけないんですけれども、こういう消防ポンプの更新事業についても少し機

能を上げていけば起債事業に載せることができるということのうちの方も確認しておりますので、これも1億円近くかかりますので、その国の起債事業に今後協議して載せていければ、そっちのほうでこの分については充当させていただけないでしょうかということで、今回提案をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

予算の関係で、収入がこっちはふえるけれどもこっちは減らされるからこれでチャラだからというのはわからないことはないですけれども、ただ私が申し上げたいのは、こういう防災に関する町の考え方が、あくまでもやはり火災を中心とするそういう防災がほとんどで、予算委員会で申し上げたこともありますけれども、水防対策とかこれから先に起こり得る、今本当に集中豪雨とか違った観点での災害が非常にふえておる中で、町の防災に対する考え方が相も変わらず消防一本かというふうに私は見えるんですわ。このことはこれ以上言ってもあれですので、そういうことやいろんなことを検討した上でのこの使い道の判断だったのかと。町民は震災関連で新しい防災関連、震災関連で500円取られたとしかわからないんですから。そういうことですよ。したがって、今度新たにこういう設備を設けますとか、先ほど重松議員が言われた中学校に発電機を設けるとか耐火防護服をつくるとか、何かいろんな新たな視点がほかにもあるんじゃないですか。そういうことを意見として申し上げておきます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

3回しか質問できませんので、私も各項ずっとやっていったらちょっと時間的にするので、ぜひ常任委員会の中で詳しく行っていただきたいと。3点ほど3回近く質問いたします。

まず、今出ました部分で、申しわけありません、私はこの説明会のときに欠席しておりましたので、やっとわかったということですが、確かに言われることはわからなくてもいいですよ。国が500円年間四百何十万円ばかりカットすると、地方交付税からね、それを補填したいと。町民の皆さん500円負担してくださいということはわからなくてもいいけれども、どうも私は、東日本大震災と言えれば何でも通用すると。私、反対討論で言ったでしょう。

職員の給与も、引き下げも、それをとるためと。国民が全部納得すると。そんなばかな話があるかと。

確かに防災は必要ですよ。しかしね、やはり基山町で起こらん防災事業は従来的一般財源で十分行えるわけですから。それは金が余計あったほうが良いというお考えかもしれないけれどもね。ちょっと納得いかないなという感じがしておるところですが、そうすると、具体的な基山町がこれから10年間防災事業に年間500円ずつ町民税をいただきますということのはっきりした理由、目的について、今ちょうど説明があったので、どうもまだはっきりしないと。税務住民課長は、10月の広報きやまでちゃんと説明しますということですが、これはやはり具体的にどういうことなのか、何のために使うと、これはやはりはっきりさせないといかんというふうに思います。思いますけれども、本当にこういうふうなことで増税をするということは私は納得いかないわけですが、まずこういうことに対して先ほどから「いや、地方交付税が差し引かれるから」というふうな言い分ですが、どうですか、もう一回説明してください。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

先ほど申し上げましたのは、500円均等割の増税をお願いするので、一般財源がそのままふえるので、それを新たな事業に持っていくような財源がふえたわけではございませんというお話をさせていただきました。一般財源としては500円を上げさせていただいて今までと同じ額の一般財源になってまいります。

先ほど町長が答弁をされましたけれども、当初は、500円を上げるのは住民の方の御理解を得られないんじゃないかとか、今、後藤議員、重松議員がおっしゃいましたように、新しい事業じゃないと500円は上げられないんじゃないかという検討はもうずっとしてまいりましたので、それで、総務課長が先ほど申しましたように、国の方向も少し変わってまいりましたので、今度500円をお願いをさせていただいたわけですが、その500円分については従来の事業といえばそうですけれども、こういう一般財源としてこういう防災・減災事業に使わせていただくという説明をしようということになっております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

私はね、今基山町にある一般財源で十分できるということで申し上げて、あと2点ほどお伺いいたします。

先ほど重松議員が言われた延滞金の部分です。附則第3条の2、延滞金の割合等の特例。これについてはもう御存じのとおり14.6%。何でこんな税金に利子つけて取るのかということで、今、あんた、貯金の利子は幾らと思ってるのねと。0.0何%よと。非常に町民の感覚からすれば多すぎる。もちろんこれは罰則的な感覚も入っているようではすけれどもね。納めないから罰を与えるということの感覚も入っているようではすけれども。それは税金は納めていただかなくてはなりません。それは私もそう思いますけれども、ちょっとひどすぎたわけで、そういう意味で今度下げられたということで、14.6%が9.3%ですか、1カ月が4.3から3%に下がったということではすけれども、それでも高すぎると思うんですけれども、どのようにお考えなのか。いや、国が言うから仕方がないという考えなのか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

確かに延滞金が今現在でいけば本則14.6%、納期限後1カ月以内でしたら、本則7.3が公定歩合プラス4%という特例の措置がありますので、4.3%でいただいております。確かにこの延滞金を納められる方は、高すぎるということで、結構長い時間苦情を言われます。ただ税の公平と公正さから考えれば、きちんと納期限前に納められている方、そしてまた、私たちもその納めていただくために早めに、1カ月前とか早めに税の納期限を定めながらお示しをするわけなんですけれども、そういう点から考えれば、これについては延滞金、地方税法の中で決まっているものでございますので、仕方がないというふうに考えております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

最後の質問ですから、住宅ローンの控除に伴う部分です。附則第7条の3の2、個人住民税における住宅ローン控除、これを4年延長するという関係ですが、私、確かにそれは歓迎

するわけです。今回、住宅ローン控除が20万円から40万円に引き上げられたということで、それに伴って個人住民税から差し引くことができる、いわゆる控除できる最高額が9万7,500円から13万6,500円に引き上げられたと。それはそれでいいんですけども、ただ問題は、こうなると基山の個人住民税は減るんじゃないですか。それだけ税収は。それだけ控除額がふえるわけですから。国が勝手に、それは基山が勝手にやってくださいと、ほかは自分たちでどんどん決めておいてですよ。それはちょっと納得いかない。何とかしないとイケないじゃないですか、減った分は。国が決めておるわけですから、あんたが決めたことだからちゃんと補填しろというぐらい言っていていいと思うんですが、どうなっているんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

今回の延長期間4年間分の個人住民税における住宅ローン控除の部分ですけれども、これについては最終的に個人住民税で対応するわけですけれども、その額については全額国のほうで補填するというふうになっております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第42号議案の質疑を終結します。

ここで2時40分まで休憩いたします。

～午後2時30分 休憩～

～午後2時40分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開いたします。

日程第6 第43号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第6．第43号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第43号議案に対する質疑を終結します。

日程第7 第44号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第7. 第44号議案 基山町国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第44号議案に対する質疑を終結します。

日程第8 第45号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第8. 第45号議案 基山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第45号議案に対する質疑を終結します。

日程第9 第46号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第9. 第46号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の21ページをお開きください。

第1条. 歳入歳出の補正、第2条. 継続費、第3条. 地方債の補正について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようでございますので、22ページの歳入歳出補正予算、歳入について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、24ページ、25ページの歳出について、26ページ、第2表、継続費についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

27ページ、地方債補正について質疑ございませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

臨時財政対策債で1,851万円の増ですね。これは資料でいただいております基準財政需要額の中でもきちんとこの1,851万円についてはされておりますけれども、この計算方法をもう一度説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

この臨時財政対策債も地方交付税の算定の中で算定をされて、いろいろなケースをもとに算定をされますので、どこかにある値に何を掛けてという計算方法ではございません。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

だから、基山町は今回臨時財政対策債をこの1,851万円増額した根本的なところが私にはわからないんですね。いや、国が決めたからというふうな形ですけれども、きのう私が一般質問でも、この臨時財政対策債も含めて平成35年で40数億円でしたか、そういうふうな説明もありましたよね。何も今から基山町が事業をしなければ当然借金も減りますよと。そして、この基準財政、臨時財政対策債も減りますよみたいな説明ですよ。だからこそ聞くんですけども、ここはきちんとこういう理由でこの金額は出ているんだということが、私もほかの資料なんか見てもはっきりわからないんですね。財政課長はこれをどのように理解されておりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

臨時財政対策債は先ほど申しましたように、人口を基本にその財源不足方式ということで一本になっています。今度1,851万円補正をさせていただいたのは、当初は前年並みというか前年を参考に予算を計上させていただいて、ことし普通交付税の算定とともに確定額が出ましたので、その差額についてお願いをしているわけでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それと、きのう私の言葉が足りなかったと思いますけれども、計算の中では、今借りている臨時財政対策債3億5,000万円ほどですけれども、その3億5,000万円をずっと借り続けるとしたら40何億円になりますというお話をしたと思います。

以上です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、事項別明細に移りたいと思います。

事項別明細の3ページをお開きください。

歳入。1款。町税、1項。町民税、1目2目について質疑を受けます。松石議員。

○12番（松石信男君）

よくわかりませんので説明をお願いしたいと思います。

法人の均等割額が179万円ばかり減額にされています。全体的には97%から98%に収納率を引き上げたということですが、資料を見ても、これは41ページだったかな、7号法人の分の減がちょっと大きいということなんですが、どういうことなんでしょうか。基山町から会社が逃げ出しよう。ちょっと言い方が悪いですが、ということなのか、詳しく説明ください。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

7号法人に関しては、その会社の事情で合併とか解散と、あと分割等を行って、7号法人に該当する資本金及び基山町内にいらっしゃる従業員数、そういうものの減等になりまして、この7つの法人が少なくなったということです。

一応、7号法人についての均等割については49万2,000円年間いただいているわけなんです。結構大きい額ですけれども、先ほど言いましたような会社の都合によって減額になっております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それでは、済みません、基山町から会社が撤退したということはないわけですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

全くないというわけではありませんけれども、内容的には一応会社が分かれたりとかそういうことでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、4ページ、町民税、1目、固定資産税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、5ページ、同じく1目、軽自動車税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようです。6ページ、同じく町税の町たばこ税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7ページ、8款、地方特例交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

8ページ、地方交付税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

9ページ、国庫支出金、民生費国庫負担金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

10ページ、国庫支出金、国庫補助金、民生費・土木費国庫補助金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

11ページ、国庫支出金、3項、委託金、教育費委託金、総務費委託金。松石議員。

○12番（松石信男君）

説明をお願いしたいと思います。2目の教育費委託金で社会教育活性化支援プログラム委託金ということで、歳出のほうには42ページに出されておるとは思いますが、きのうの説明では、図書館で地域課題を解決するために全額国がお金を出して委託されたということですが、具体的にどういうふうな委託とかその事業内容、これについて御説明をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

10款4項4目の歳出のほうで上げさせておりますけれども、具体的には、小学生とか初心者の方に基肄城築城にまつわるようなわかりやすい漫画とかイラスト中心の冊子をつくりまして、そういう絵を描くイラストレーターとかその題材となる歴史ボランティア団体への謝礼とか、そういうふうなもので冊子をつくって、副読本みたいにして子供たちに読んでいただくというような事業でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

そうすると、基山の歴史なりそういうのを冊子にすると。そうすると、これは副読本と言われたけれども学校で使うというふうになるのでしょうか。それとも、いや、全町民に配布するというふうになるのか。これは副読本だから学校で使うということかなと思うんですが。

もうちょっと説明ください。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

現在、町民全体に配布するということまでは考えておりません。簡単な漫画とかイラスト中心の冊子でございまして、今わかりやすい基山町の歴史本とかそれも副読本で使っておりますけれども、どうしてもちょっと高学年向けですので、1350年事業の冠をつけたような形で、こういった小さい子供さんにもわかりやすいのをつくったらどうかということで行っておる事業でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

これは恐らく職員提案で上がってきた事業ではないのかなと思うんですけれども、違いますかね。とにかくこれは100%補助を受けて、そういう基肆城の歴史を副読本で子供たちにわかりやすく伝えるという、私はもうすばらしい事業だと思うんですよ。ですから、説明のときにももっと堂々と言ってほしいなと思うんですけれども、大体まず何冊ぐらい予定をされるのか。そこをちょっとお尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

印刷製本費として約3万部ほどを予定いたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

内容からすると、恐らく基山の歴史を語るグループとかということだったので、できたらそのイラストレーターに関しても、基山に実際にイラストを描かれる方も数名いらっしゃいます。ぜひともオール基山で取り組んでいただきたいなと思いますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

もしできたら、基山出身の漫画家の方もおられますし、そういうところとまだ打診はして
おりませんけれども、利用できたらなというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。12ページ、県支出金、県負担金、民生費負担金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

13ページ、14款。県支出金、2項。県補助金、1目、2目、4目、8目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。14ページ、県支出金、3項。委託金、1目、7目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

15ページ、15款。財産収入、1目。不動産売払収入。松石議員。

○12番（松石信男君）

土地の売り払い代金ということで監査の中でも言われて、だんだん町有地もなくなってきた
というか、売るところがなくなってきたというか、いいのがあるのかなという感じですが、
この件でちょっと、たいした金額ではありませんけれども、どこなのか。あと、また売り払
うとすれば、町有地として大きく残っている、その辺はどこがあるか。ちょっと説明くださ
い。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今回お願いしておりますのは3件分です。里道の払い下げとかで3件分で39平米ぐらいで
す。平均しますと単価が平米当たり1万5,300円ほどでございます。

それと、売れる財産があるのかというお話ですけれども、きのう太田監査委員さんがおっ
しゃいましたように、高島団地のあそこ、サングリーンの跡のあそことかがあると思います。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。16ページ、寄附金、教育費寄附金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

17ページ、17款、繰入金。松石議員。

○12番（松石信男君）

基金繰入金でふるさと応援のほうをちょっとお聞きします。

町長が初めて応援基金がたまったのでということでピアノを購入ということで、ありがたいことには新聞に報道されましたけれども、200万円近くが減額ということですが、町長として何か、それだけ減額になったからではありませんけれども有効に活用すると、ピアノはもうそういうことでありがたいですけれども、その辺について何か今お考えがあるならば、これは本当に議会からも使うべきだということで、いや、一定額たまってからしかできないというふうな答弁をされておったので、町長は、一定額たまったのでという形になっておりますので、どのようにお考えなのかですね。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。町長にという話。町長ばい。小森町長。

○町長（小森純一君）

たまったからさあ使おうという話ではございませんけれども、ちょうどピアノがやはり小学校にも必要だということで、それじゃこのふるさと応援基金を使わせてもらおうというふうなことでございました。ところが、寄附をという申し入れがありましたものですから、今回はこういう形で減額をさせていただいて、今度有効な使い方があればまたそちらのほうにも回したいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっと今の関連ですけれども、多分町長も御存じだと思いますけれども、この寄附をいただいた方、その時に、実は中学校のピアノも非常に古く、全て古くなっているのが多いということで、この浮いた分は中学校のピアノを買いかえるようになりませんかという問い合わせは恐らくあったと思うんですよね。なかったですか。私は本来は一般会計から出すべき

だと思っているんですけども、そのあたり、中学校のピアノに対してどのようにお考えなのか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

中学校のピアノも随分老朽化しておりまして、ずっと要望を出しておるんですけども、なかなか金額が高額なものですから、先ほど私が手を挙げたのも、そういう状況にあるものですから来年度の当初予算にはぜひ、その振りかえと言っては何ですけども、ぜひ中学校のピアノの更新にお願いできたらというふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

何か暗に挙げるというようなことを言われたようですけれども、その状況を見まして、本当に中学校も必要だということであれば、そちらのほうにでもやはり当然購入しなきゃいかんだろうというふうには思っております。

神前議員。

○1番（神前輔行君）

済みません。関連で確認です。ピアノを購入するということを決定されたときに、寄附をいただいた方に、使い道はピアノを購入しますという文書を送付されるということを前議会のときに言われていたと思うんですけども、それは送付されたんですかね。（「どういうこつかな」と呼ぶ者あり）ピアノを購入しますという、お礼の文書を……。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

あのとき申しあげましたのは、寄附された方にもわかるように広報とかホームページとかで報告をしていくということを申しあげました。ですので、どの方がグランドピアノを買ってくれというふうな寄附のをいただいたことはありませんので、皆さんにわかっていただくようなことをしていくということで申しあげたんですけども、グランドピアノの件に関しましてはその寄附を充当する前にいただくという申し出をいただきましたので、そこはして

おりません。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

古いピアノを買いかえるときに、古いピアノの持ち主さんにも、お別れの会ということで御招待してミニ音楽祭をしたんですけれども、新しいピアノを寄附していただいた方も感謝の集いということでお呼びしましてミニコンサートみたいなことをちょっとさせていただきました。そして……そのことでしょうか。違うと。（「いえ、ハガキ等でお知らせという感じ。寄附をしてくださった方に」と呼ぶ者あり）

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員、わかりやすく質問してください。

○1番（神前輔行君）

済みません。ふるさと応援寄附金を寄附されて町のほうにいただいた方に、ピアノを購入することを決定しましたということを案内するということでは言われていたと思うんですよね、前回。それで、その方々に、今回ピアノは寄附をいただいて購入しなくなったという経緯の、もし送付されているのであればその経緯はしっかり説明したのかというのをちょっと聞きたかったんですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

どちらですか、回答は。（「議長、もう終わった」と呼ぶ者あり）

○1番（神前輔行君）

はい、もう答えは。

○議長（鳥飼勝美君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次、行きます。重松議員。

○6番（重松一徳君）

ふるさと応援寄附基金ではないんですけれども、町民会館の前に基山町出身の松田さんがモニュメントを寄附されましたよね。でも、町の予算を使って移動させて今設置していますよね。企画政策課長もちょっと言ったんですけれども、せめて誰が寄附とか、あれはちゃんと「平和」でしたか……（「無限」と呼ぶ者あり）無限でしたか。済みません。あれがあり

ますよね。だから、せめてそういうプレートぐらいは、これはして……もうこれ以上言いませんけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

プレートをおくればせながらしております。御本人さんに位置とかがして……（「そうですか。済みません」と呼ぶ者あり）はい。ちょっと遅くなりましたけれども、現在しておりますので。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

18ページ、同じく繰入金の特別会計繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

19ページ、繰越金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

20ページ、雑入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

21ページ、町債。松石議員。

○12番（松石信男君）

考え方をお聞きしたいというふうに思っています。

総合公園事業で400万円借金するということで、大体今年度で終わりそうだ、いや、もうちょっと残っておるとかいろいろありますけれども、400万円ですが、これは充当率90%というふうな説明がございました。この充当率90%になったというか、したというか、その理由です。この事業の位置づけ、後年度の負担とかいろいろあると思いますが、その理由、充当率90%の理由をわかるように説明ください。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

90%は簡単に言えば法定の率でございます。90%のうち50%が通常分で40%が財政対策債分と言いまして、その40%について40%の3割でしたか、4割でしたか、交付税措置がございます。そういうことで、一般財源をするよりは少しでも交付税措置があるほうを、有利なほうを選ぼうということで起債をさせていただいております。

それと、先ほどの発言をちょっと訂正をさせていただきたいんですけども、売却可能な土地でサングリーンのところと言いましたけれども、遊休地として認識している土地というふうに訂正をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

わかったようでわからないんですけども、50%は法定と、40%は財源措置が国からあるからということで90%にしたというふうなことですけれども、ちょっと私も、その辺の充当率が70%とかいろいろ言われますよね。その辺が、例えば40%はもう完全に国から来るわけですよ、その後で。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

交付税措置と言いますのは、基準財政需要額の中にそれだけを公債費の分として参入するということございまして、それが直接お金でその分だけ来るわけではございません。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。22ページ、歳出。2款。総務費、1項。総務管理費、1目、2目、3目、5目、6目、8目、14目。23ページまで一括して質疑受けます。品川議員。

○10番（品川義則君）

5目の基山駅前自転車駐輪場増設設計業務委託料ですけども、これの事業内容でどういふふうに変更が、今あるところがどういふふうになるのか。どういふ建物かわかりませんが、そこを詳しくいただきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

この事業の最大の目的につきましては、南側、県道の駅通り線、そこから来ます二輪車、それと駅前のロータリーが一方通行でございますので、そのあたりでクロスすることによってやはり事故とかといったものが懸念されますので、その二輪車を駅の南側、今緊急車両とパトカー用地ということで確保した用地がございます。それと駅舎のところがございまして、そこの約80平米あたりを二輪駐車場に増設できないかということで、JRのほうと協議をしておりました。その中で……（「資料をもとに、資料」「総務文教常任委員会は、もらっていない」と呼ぶ者あり）

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、それは総務文教常任委員会にもその資料をやってください。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

それでは、追加資料ということで、うちのほうで考えております資料を提出をさせていただきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

よろしく申し上げます。品川議員、いいですか。

○10番（品川義則君）

資料をもらってからまたいいですか。資料をもらわないとわからん。場所が80平米と言われてもどの辺の80平米だかわからん。

○議長（鳥飼勝美君）

資料はすぐできますか。（不規則発言あり）だから、1人じゃなくて、総務文教常任委員さんも。（不規則発言あり）

では、答弁調整のため休憩いたします。

～午後3時10分 休憩～

～午後3時15分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

時間をとりまして大変申しわけございません。

それでは、ただいま資料で出させていただきました。それに基づいて説明をさせていただきます。

南側のところに既設緊急車両駐車場というのがございます。ここと駅舎の用地の一部約80平米程度でございますけれども、これを二輪駐車場にお貸しすることはできるというようなJRのお話でございますので、ここに二輪車の駐輪場を増設したいということでございます。そのかわりに緊急車両の駐車場は商工会館の付近ですか、そのところに移転をするということでございます。

ここに当初予算で照明灯を1基立てるようになっておりました。場所的にここあたりが一番いいのではなかろうかということで進めておりましたけれども、どうもそこあたりで緊急車両の用地が必要ということで、そのあたりを含めたところで総合的に設計をするということでございます。

それから、この約80平米につきましては賃借料が発生をいたしますので、かなり精度な図面が必要だというふうなことでございます。打ち合わせをする中で、そういう基山町の考えがあるならばそれをJRのほうに提案をしていただきたいということに関しまして、300万円の業務委託料をお願いいたしておるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

100台が入るということですのでけれども、すると、北側の駐輪場のが全部行くということで捉えていいですか。

それと、この地図を見て思ったんですけれども、この緊急車両駐車場の下に赤い車がありますよね。その左側は町有地か防火水槽ですかね、あったと思うんですよね。ここも町有地でしょ。ここも少し、防火水槽ですから取りかえるのは大変でしょうけれども、その全部が防火水槽ではないのでここも使えるというのが1点と、ここに移転した場合、自動車の動きと自転車の動き、人の動きから、バスの送迎がありますよね、その辺の動きの調整が、なかなか一方通行というふうにはなっているんですけれども、それを御存じのない方がいらっしゃることもありますし、朝ですから、とりあえず急いで一分一秒を争うような形でドッと来

ますからその辺の調整を、変わったことについての周知徹底を含めて説明いただきたいんですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

この図面のところで赤いところの西側、そこは確かに町有地でございますけれども、ここは防火水槽がございますのでやはり適切ではないというふうなことを思っております。

それから、やはり朝のラッシュ時は、ご質問があったように現状としてはかなり普通車、バス、それから二輪車と非常に交差して大変危のうございますので、やはり二輪車をクロスしないようにやるのが安全対策の第一だというふうなことでございます。

それから、要するにここは一方通行でございますので、そのあたりの標示は出されているとは思いますが、もしそういったところで路面に標示とかができるならば、その方向も考えていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

よろしく願いいたします。改めて地図をいただきまして、このロータリーの狭さ、利用頻度から比べると車両の多さ、また利用客の多さを比べてみると非常に狭いのではないかと。上から見て、皆さんどうしたらいいのかなというのは頭の中で少しお考えいただいて、安全性、利便性がもう少し高まるような工夫をしていただくと、駅前の開発、基山の発展になると思いますので、考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

今の品川議員の最後の発言とリンクしますけれども、せっかく駐輪の関係で300万円、全体の駐車の見直すということでもありますけれども、町長、細かいことは質問しません。この駅前の今の状態、これについて今この地図を見ながらどういうふうにお感じですか。朝のあのラッシュ時の送迎の状態とかいろんなことを考えて、今回、例えばこういう形で駐輪

場の見直しをするのであれば、もっとこれを含めて抜本的に駅前を再開発するぐらいの何かそういうものはございませんか。ちょっと一般質問の類に属する内容ですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに狭いということでございます。そして、朝、私もこの手前から左折して真っすぐ信号のところに出る。朝の私の通勤路でございますけれども、確かに混雑しているということです。

しかし、これを本当に大々的にもうやりかえるとなると、これは大変な事業だということでございまして、今、以前に後藤議員から指摘を受けました大型バスがここに何台も来るといことで、サンエーさんの前に今待機して、そして時間に入るといようなそういうことも苦肉の策でやっておるようなわけでございます。したがって、ちょっと今ここをレーンを全面的に見直すとかいようなことまでは現在考えておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

せっかくこういうことを見直さなきゃいかんチャンスのあるときに、この駅の南側の再開発とか、そういうことを例に上げたらいかんですけれども、駅から正面のいろんなところをいろんな町としてこうしたいというものがやはりそろそろ出てきて、駅前をもっともっていろんな人が寄りつきやすい、いわゆる多方面から寄りつきやすい駅前にしなないといかんと思うんですよ。

この間駅の乗降客数を私が調べましたら、10年前と比較したら、弥生が丘が1日2,200人から今はもう1,400人、1,500人になっているんですね。基山が四千何百人乗降しておったのが、今は3,500人です。それぐらい、今アマゾンがわざわざここから経由しているから、そこで恐らく何百人稼いでいるだけの話でしょう。だから、駅前がだんだんだんだんやはりアクセスが悪いと。大きな送迎がほかのところに入るとか行く可能性があるわけですね。せっかく基山を今乗降している人が1日4,000人も5,000人もおるわけですから、3,500人も。これはちょっとここでするわけではないですけれども、またいろんな質問でしつこく追いか

けますので。ちょっとまた真剣にお考えいただきたいというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

1つだけ。防災会議。この防災問題は何回も一般質問で取り上げてきておりますので、何を協議されるのか、御説明ください。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

防災会議については今防災計画の見直しをいたしております。3月に佐賀県の防災計画が修正されましたので、原子力防災編とかが修正になりましたので、それを受けて11月にまた防災会議を開いて修正をするようにしています。それから、去年うちの防災計画を修正いたしまして、それを県のほうに照会をいたしましてその指摘された部分もございますので、その部分についても改正を行っていききたいということで、8月に1回開催しましたので、11月にさらにもう一回開催をして改正をしたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

その時一般質問の中で申し上げまして、もうこれは誰でも今認識しているわけですがけれども、女性の視点を生かした防災計画というのが叫ばれておるわけで、課長はそういう点ではその辺も十分やっていくというようなことを答弁されたかと思えますけれども、それももちろん当然やっていかれるということですよ。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今回の防災会議については、大学教授が女性で、それからJAの女性部の女性の方も入ってもらっています。ですから、そのような女性の意見も捉えるのと、そういう委員さんには女性の目でしっかりと見てもらって改正をしていただきたいというようなお話をさせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

6目、企画費、1節、報酬ですね。総合計画審議会委員報酬。

まず、町政報告の中に公募型プロポーザルによって株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所に決定したということでした。この総合研究所というところに決定をされた決め手となった理由をまずお聞かせください。それと、この委員会は今年度何回開催予定の補正なのか。それと、もう一点だけ、18名のおおむねのメンバー、わかる範囲でお答えください。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

決定の理由は、一応これにつきましては審査会をしまして複数の人間で審査した結果、ジャパンインターナショナル総合研究所がやはり一番評価が高かったということで選ばれております。具体的に、私も審査員として入りましたのでそういう印象では、非常にやはり新しい視点があったのと、もう一つはやはり住民の意見を聞いていこうという姿勢があったのが大きな要因だと思っております。

それから、審議会は一応今年度につきましては2回予定をしております。それから、メンバーですけれども、18名中学識経験者がたしか3名ほどだったと思います。それから、一般公募は2名ほどだったと、あとはいろんな団体の役員の方を予定しております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

評点とかはホームページに載っていたと思うので、それも私は見せていただきました。その中で、この会社の新しい視点というふうに言われましたけれども、恐らくシティプロモーションというところが入っていたと思うんですよ。確かに今シティプロモーションというのは結構はやり的手法ではあるんですけども、逆に、あれは本質を間違ってしまうと全然違う方向に行くという危険性もあると思っております。その中でこのメンバーの中にそのシティプロモーション自体を理解していらっしゃる方が入ってくるのかなということが心配など

ころでもあるんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

議員さんおっしゃるとおり、シティプロモーションというものが余り前面に出すぎますと、本来の総合計画というものから外れてしまうということは、私もちょっと懸念をしているところでございますので、その辺については、審議会が始まった段階で十分委員の方に説明をしまして御理解が行くようにしたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。23ページ、総務費、総務管理費、8目、14目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

24ページ、2款、総務費、徴税費、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

25ページ、2款、総務費の戸籍住民基本台帳費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

26ページ、総務費、統計調査費、指定統計費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

27ページ、総務費、監査委員費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

28ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、2目。後藤議員。

○7番（後藤信八君）

19節の負担金のところで、民生委員児童委員協議会の補助金1名増で3万9,000円というこれに関連してですが、間違っていたらごめんなさい。お聞きしますところによると、今回1名増員されたと。9区のほうで1名増員したと。9区は4名になったと。私も委員会の推薦委員会におりましたので、3年前の委員会のときに議論になったのは、むしろけやき台が4つの区で2人しかいないと。ほかは全部1区最低複数ですね。けやき台を増員しなきゃいけないという議論になっておったのが、けやき台を増員すると定数34は変えられないから3人のところを減らさなきゃいかんという議論でそのときは終わって、けやき台についてはまだ今のところ高齢者が少ないからもうちょっと先にと。ただいづれけやき台は母数が大きいですから、率が少なくても高齢者の数は恐らく圧倒的にこの3年でもうふえていると思うのでね。そういう中でどういう経過で9区になったのかちょっとわかりませんが、余りにも地域的なバランスがとれていないのではないですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

今後藤議員がおっしゃったように、3年前の改選期の推薦委員会の中ではやはりそういった議論が出ていたようでございます。けやき台、特に17区だったと思いますけれども、そちらのほうは確かに担当世帯数の割には1名というのは非常に厳しいのではなかろうかということで、今回の改選期に向けてその部分については検討努力をするということで、その当時は終わっていたように聞いております。

そして、今年度に入りまして、また実際に現場の民生委員さんの中のお話の中では、けやき台については担当の世帯数は多いけれどもまだどうにか回っていくということで、今回9区になりましたのは、9区は世帯数が非常に多いというのがありますけれども、現状として今組合に入っていらない方が非常に多いと。そういった中で活動が非常に動きづらい部分があるということで、今回については9区について1名増員をさせていただいて4名を配置させていただいたというところでございます。

今回の改選期、12月に改選を迎えますけれども、それ以降については今後区長さん方、それから民生委員の代表の方、それから町のほうと三者で協議をしながら、次回の3年後の改選に向けて、今後全体的な人数を増員することについては非常に厳しゅうございますけれども、その中の配分については移動することは可能であるということでございますので、今後

3年間をかけて地元の御意見もいただきながら、なるべく均等に民生委員さんが配置をしていけるように努力をしてみたいと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

そうしたら、けやき台の方がまだ2人でええというふうになったんですか。それが1つと、9区は世帯数が多いと言ったって、17区とか11区とかと2倍も3倍もおるわけではなくて、しかも登録外の方が多いというのはこういう民生児童委員の、児童委員の場合は別けれども、いわゆる高齢者の対象じゃない方ばかりでしょう、それは。活動がやりにくいとかということよりも、バランスをどう考えたのかと。推薦会の会長も怒っていましたよ、この話は。3年前の議論が全然されずに、いつの間にか9区でポンとふえたと。そういうふうな経過になっていませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

その3年前の経過についてはそういった部分もあったのではないかと思いますけれども、現在のところは各区に最低1名ずつでございますので、けやき台4区に4名は配置をさせていただいているところでございます。それで、児童委員につきましては小学校区単位で活動していただいておりますので、基山小学校校区とそれから若基小校区1名ずつの2名で対応していただいているところでございます。

確かに人的な配分につきましては客観的な人数とか世帯で割ってそれを配置するというのが基本にはなるとは思いますけれども、実際の現場の声としてはそういった形で対応していきたいということでございましたので、今回についてはそういった配分で、9区のほうに1名増員をさせていただいたということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

高齢者地域計画とかいろいろありますけれども、高齢者対策でやはり基本的に、従来からいろんな地域ごとに連帯感があって地域のことは地域で面倒を見る、お互いに相互扶助の精

神が物すごくある従来の方と、新しい工業団地はそういうベースがありませんから、余計いろんな仕組みの中で高齢者を見守る仕組みが僕は逆にいると思うんですわ。新しい新興団地のほうが、これからはですよ、高齢者がふえてきたら。もともと地域のつながりが希薄な中ですのでね。

そういう意味で非常に大事な話なので、先ほど私が4区の中で2人しか、1区1名でしたね、1区1名しかいないと、それをどこか2人にすることができないかということは、ずっと懸案事項としてもう5年6年になっていると思うんですよ。そのことをやはり真剣に考えて、また次は3年後ということでもありますから、総数はもうふやされないんでしょう。そんな簡単に。わざわざ総数がふえているときにそのことをやっていないので、けやき台の人がいいと言ったのならそれで構いませんけれども、もう少し高齢者福祉の今後の地域的な、それこそ地域における高齢者のあり方を真剣に町は考えないと大変なことになりますよ。よろしくをお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。河野議員。

○5番（河野保久君）

けやき台の人間として一言お願いなんですけれども、あそこは各丁目で1人ずつという考え方じゃなくて、例えば総世帯で何人という割り方だってできるんですよ。ここに各丁目に1人ずついるからいいじゃないかという議論だけはぜひやめていただいて、その1つのけやき台という地域で本当にどれだけ必要なんだろうかという論議をしていただいて人数を決めていただきたいというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

今いただいた御意見などを十分に踏まえながら、各区の区長さん方と民生委員さん方につきましては、先ほども申し上げましたように、3年後に向けてそういった御協議をさせていただくというお約束をさせていただいておりますので、そういった方向性も十分踏まえながら検討させていただきたいと考えます。

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。29ページ……（「済みません」と呼ぶ者あり）河野議員。

○5番（河野保久君）

今度は役場別館の話で2つばかり。

1つは、愛称募集謝礼みたいなことが出てきたんですけれども、これは具体的にどういう目的でこういう愛称を募集するのかをまず1点。ちょっとわからないところがありますので。

それから、庁用備品のところでたしか780万円だか計上されておるんですけれども、これの具体的な内容、どういうものを試算してのこの金額が出てきたとか、そういうようなものの資料というものはあるのでしょうか。あれば……あった。じゃ、それは済みません。じゃ、愛称のほうだけ。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

今回愛称募集ということで報償費に5,000円を計上させていただいております。内容につきましては、まだ条例で正式名称等については決定を見ておりませんが、来年度から開館がオープンするに当たりまして、やはり町民の皆さん方にまずはそういう会館がオープンするということを知っていただくことが第一の目的であります。2つ目の目的としては、やはりこれまで御説明をさせていただいたように、地域福祉の拠点であったり多世代が交流できるようにということで、皆さん方に親しんでいただけるような名前を、正式名称とは別に求めたほうがいいのかということで、今回計上をさせていただいたところでございます。

今後は10月から募集をかけさせていただいて、12月のふれあいフェスタ等で住民の方々の投票もいただきながら、最終決定を行っていきたいと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

庁用備品は……いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようです。29ページ、行きます。3款．民生費、児童福祉費、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。30ページ、4款．衛生費、1項．保健衛生費、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

31ページ、4款．衛生費、2項．清掃費、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。32ページ、6款．農林水産業費、1項．農業費、1目、3目、4目、5目。

木村議員。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

32ページの農業振興費でここに青年就農給付金、ちょっと所管外ですから、どういう内容でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

それでは、議員御指摘の説明をさせていただきます。

今回の青年就農給付金でございますけれども、補助の種類につきましては、経営開始直前の青年就農者に対しまして給付金を最長5年間1人当たり年間150万円を給付する事業でございます。対象者につきましては、独立自営就農の年齢が原則45歳未満ということでございます。農業経営になることについて当然ながら強い意欲があるということと、もう一つは農地の所有権または利用権を給付対象者が有しているということで、今回申請者の予定でございますけれども、基山町園部の年齢が46歳の男性の方でございます。御本人は先進農家で有機農業に関して実践的な研修をされて、実際に自分の名義の農地でハーブもしくは薬物を中心に施設栽培を行いたいということでございます。将来的には、地域の中で高齢化により管理が困難になった農地を賃借して購入して規模拡大をするという農業の地域活性化を目指したいというふうな青年でございます。

以上でございます。（「課長、46歳じゃなかよ」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。36歳です。申しわけありません。訂正いたします。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

今、高齢化で農業もね、いいことだと思いますけれども、これは募集人員は1名だったんですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今のところ予定者は1名でございます。募集人員、今予算上1名しておりますけれども、今のところ予定者は1名ということで……（「募集は何人したか」と呼ぶ者あり）募集……（「定員」と呼ぶ者あり）定員は別に決まっております。例えば将来的に基山町で、今年度につきましては1名要望者がおりますけれども、来年例えば3名とかありましたら、当然どういう方が申請されるかわかりませんが、今回は今のところ1名の方が応募されているということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

じゃ、1年間150万円の5年間ですか。継続して5年間就農しなきゃいかんですね。ほかにも応募すれば枠はあるわけですね。はい、わかりました。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。33ページ、7款、商工費、1目、商工総務費。重松議員。

○6番（重松一徳君）

これは所管外ですので確認を含めてお伺いいたします。

商業活性化事業ということで臨時対策補助金、プレミアム商品券を発行というふうにちょっと聞いていますけれども、その100万円の使い道、どういうふうな、昔地域活性化でプレミアム商品券を発行されましたけれども、そういうやり方なのか、この辺の説明をお願いします。

それから、その下のまちづくり事業補助金で、モール商店街の中のLED化ということで、すけれども、街灯がついていますけれども、その街頭のどのぐらいのLED化の作業なのか、説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

まず、商業活性化事業臨時対策補助金についてですけれども、一応商工会と商工会の下部組織であるシール会が主体となって事業をされますが、プレミアム商品券を発行するというのもありますけれども、それだけではなくて大売り出しとかいろんなことをして、小郡市のほうにできる大型ショッピングセンターへの購買の流出を防ぐということでございますので、そういうことを目的にプレミアム商品券もするし大売り出しもするということです。それから、プレミアム商品券については一応2,200万を予定してあるということです。

それから、商店街まちづくり事業補助金につきましては、モール商店街のほうで、あそこのモール、ひさしのところにずっと蛍光灯がついておりますけれども、ここの部分が老朽化して相当傷んでいるというのもあるんですけれども、あそこは実を言いますと通勤客のいわゆる通路になっておりまして、非常に防犯灯がわりということもありますので、その部分をLED化して安心・安全なまちづくりをやっていこうということで、国のほうの補助を受けられまして、そのうちの3分の1がモール商店街の負担となっておりますけれども、その部分の一部について町のほうで補助金を出して支援しようというものです。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

小郡市のほうに確かに大きな商店街が、大型ショッピングセンターですね、あれができていますよね。今工事されているところだと思いますけれども、それは基山も中心に大型ショッピングセンターはもうたくさんありますよね。だから、私は全く影響がないとは思いません。しかし、それに対抗するためというよりも、やはり活性化ですよ。その活性化のためにはプレミアム商品券も大変大事だろうし、特に大売り出しに向けてこういう取り組みも大変大事だろうと。

これは確認です。モール商店街も中心でしょうし基山商店街全体を中心に、これはそちらのほうから提案を基山のほうにされて、そして基山のほうも、じゃ、これは一般財源で150万円するわけですので、これだったら基山のほうも協力しましょうというふうな提案を受けてなっているのか、確認だけさせてください。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これにつきましては町のほうからどうのこうのという問題ではなくて、やはり商店街の皆さん、商工会の皆さんが考えられた提案でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ここで4時まで休憩いたします。

～午後3時50分 休憩～

～午後4時00分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開いたします。

34ページ、8款．土木費、2項．道路橋梁費、1目、2目。大山議員。

○8番（大山勝代君）

10区の本桜・城の上線の道路改修ですけれども、側溝のふたをかぶせていただくということでありがたく思っています。資料のきょうもらったところの4ページです。この図で箇所を見ると2カ所していただくようになっていますが、下のほうの急な坂になっている細い道ですが、これが片側だけの側溝をかぶせるという図になっていますが、理由を教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

この箇所につきましては、水路の末端がため池に入ることので、ここが今開渠でござ

いました。それで、議員おっしゃいますように、勾配が急でございますので水の跳ね返りというものがございまして、その宅地のところに今までは空き家だったということですが、ここに購入されてお住まいになるということで、先ほど言いました水の跳ね返りが住宅の屋敷内に来るといふうなことでそれを防ぐためにやっておりますので、今回計上いたしておりますのは、住宅にやはり影響があるというようなことでこちらの片側を計上いたしておるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

ここは以前私が一般質問で言いましたけれども、神の浦全体の側溝のふたをかぶせていただきたいということで、あと幾つかかぶせてほしい箇所があるわけですね。そのうちの1カ所でしたのでとても喜んでおります。ここは以前事故があっているんですよね。下から急な坂を上がってこられると三叉路になって、右側のほうから自転車で高齢者のおばあさんが出てこられたところで、出会い頭で両方ともけがをされて、本当に高齢者がここは普通に何もなくておりにいくのもとても怖いところなんです。それで、左側の半分、ここは段差がすごく1メートル以上ありますので、その右側と同じ長さを全部一番下まで、神の浦のため池までということではなくて、ここは民家が、字で小さく書いてありますけれども、だから半分だけでいいんですよね、塞ぐのは。ですから、検討していただけませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

ちょっとそのあたりはまちづくりのほうが把握をいたしておりませんでした。御要望がその箇所までは実際上がっていなかったというのが現状でございますけれども、議員今御指摘のとおり、もう少し実態を把握いたしまして可能な限りやれるようであれば施工を考えていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。河野議員。

○5番（河野保久君）

2目の道路新設改良費のところ。僕が不勉強だったのかどうかかわからないですけど

も、ここに何か前からいろいろと要望があったようには聞いているんですけども、その辺の経過をまず簡単にどういう経過でここに載ったのかを教えてくださいたいのと、これをつくることでの目的と期待される効果、一応道路までするときにはそういうものがあると思うので、その辺をちょっと説明していただきたい。（「開田・小林線……」と呼ぶ者あり）そうです。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

開田・小林線の道路改良につきましては、実は平成17年2月15日付で基山にこの小林地区の2路線の陳情がなされておりました。それで、お寺のほうに登る道、そちらのところは砂防堰堤の仮道路というようなことで仮設にてつくられておりましたけれども、それは本設の道路改良ということでもう済んでおりました。

しかし、小林地区としてはもう1路線あるというようなことで、役員さんの方が23年ごろに役場のほうにお見えになられて「陳情しておった件はどうなっておるのか」というようなお話がございましたので、当時の陳情書を調べてみましたら、ここの開田・小林線につきましても確かに陳情はなされておりました。しかし、そのときにもう23年4月1日から基山町のまちづくり基本条例が施行されましたので、それではそういった道路につきましては基本条例に基づく町民提案をお願いしたいということで、23年8月11日付で正式にまちづくり基本条例に伴う提案がございました。

それで、そのときの回答といたしまして、ここの終点側が東部水道企業団の浄水場がごございます。それで浄水場のところの図面にあるんですけども、そここのところのカーブが非常に厳しゅうございましたけれども、東部水道企業団も浄水場の改築をするときに、今そのカーブのひどいところにありました配水棟は取り壊すというようなことがございまして、その分で道路の改良をするときに影響分については寄附をしてもいいというようなお話がございましたので、それならばその配水池の改築が完了してその配水棟も取り壊された時点で、もう一度お話をしましょうということで進めておりました。それでそれがなされたことと、また、小林地域の中でもお話をされて、町としてはなかなか用地買収のことは手が回らない、土地の提供ということを前提に考えておりましたけれども、地域の方からお話し合いの中で土地の提供をするという確約ができましたので、今回道路の改良を進めたということでござ

います。

それから、それに伴います効果につきましてはやはり消防車、大変幅員が狭うございましたので、そういった防災面、それが第一であろうと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

前の人も聞いたんですけれども、いろいろな地区から道路は上がってきていますし、今の話を聞くと、まちづくり提案があつて、消防自動車も通らない、関係者の土地の提供があるというならば、道路はつくれるという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

財政のことを言うと、またそういうふうにするのかと言われても、やはり財政が第一に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

財政のことを第一という、それはどういう基準で財政のこととなるわけでしょうか。

230メートルですね。幅員が4メートルで、委託料、工事請負費が合計で三千……4,000ですね、済みません。4,300万円ということですが、これだけ財政に余裕があるという証拠でしょうから、財政としてはどういうことで、どういった手順であつてどういった規模であればできるのか。緊急性と言え、消防自動車、救急車も入らないという道路がまだあります。土地の提供をしてもいいですよという話もあります。あと提案とか陳情もしていただんですけれども、まだできていないという土地もあります。財政と言われると、我々陳情者のほうからはもう手が出ないということですが、その判断ですね。前も聞いたんですけれども、どういう基準で財政でオッケー出すかバツを出すか、その辺のところはあるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

この開田線につきましては、原課から予算要求が上がってきたときの検討項目としては、まちづくり提案で上がってきておるけれども、一番と言いませんけれども、結構古い事案でありましたので、まちづくり提案でできるものは順次、道路にしる、さっきのふたにしるしていくので、結構古いやつから実施をしていって、この開田線については22年とか23年とかに上がってきたので、実施をするということになっております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

今の話を総合すると、結構昔からあった事案である、まちづくり提案で来た、緊急性が必要である、あと財政のオクケーもやればできるという解釈でよろしいのでしょうか。

基準とか、いろんな陳情があっっているいろんな要望があっっているんですけども、明確にわからないとやはり町民の方からいろんな要望を出されて「何ででしょうね」という話で終わっていいのかですね。やはりある程度の幅を持った基準とかというものをつくっていただいて、誰が見てもやはりそこは違うよというものがあつたほうが、逆に皆さんのほうも楽じゃないんですか。だから、チェックリストが20項目あると。15個分いったらオクケーするとか。そんな簡単なものじゃないでしょうけれども、地域の情勢とか財政面もあるでしょうが、ある程度のリストがあつて提案されたからそうねというふうに言って、改めてまたいろんな方法で考えていこうというふうなものにならないと、まちづくり条例をつくって提案書をつくって提案しろと言いながら、結局陳情ですよ。区長さんからお願いされて、ですから名前が変わっただけで内容とかやり方は全く変わっていないんじゃないかと思うので、今回の件はこうやってわざわざまちづくり提案でお願いしますと言われてつくられた道ですから、いろんなことを考慮いただいて有効な財源を使っていただきますようお願いいたします。

認識は先ほど最初に言いましたとおりでいいのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

繰り返しになりますけれども、まちづくり条例で古くから提案をされていたということと、その消防車も通らないような道であったということが、一番大きな実施をするということの

観点ではなかったかと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。品川議員。

○10番（品川義則君）

1目です。15節。工事請負費ですね。これの資料をいただいておりますけれども、4カ所、3カ所ぐらいですか。各箇所工事費、1,489万円ですけれども、これはどういうふうな金額でなっているのかをお願いしたいと思います。

できれば、最初からこれぐらいの地図ではなくて、資料要求しました、工事内容が詳しくわかるとは言いませんけれども、どの場所かとかということが現地に行ってみられるような程度の資料を最初からいただきと思っていますので、その辺のところもよろしく願います。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

資料につきましては、今後は明確なものをお出しするようになっていきたいと思います。

それから、1目の15節の工事費の内訳でございますけれども、町道舗装補修工事が秋光・久保田線、高島団地に行くところの道路、ここが下水道管を埋設しております。しかし、下水道管は片側のところで補修が完了してそちらはきれいなんですけれども、反対に管が入っていないところにやはりくぼみがあるというふうなことで震動がするというふうなことで、そちらの分を上げております。そちらの金額が380万円です。

それから、町道維持補修工事でございます。これも先ほどありました本桜・城の上線、これもまちづくり条例の提案です。それが721万。

それから、小松・古屋敷線。これにつきましてもまちづくり提案でございます、それが388万円。合計1,489万円でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。35ページ、土木費、都市計画費、公園費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

36ページ、8款．土木費、下水道費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

37ページ、同じく土木費、住宅費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

38ページ、9款．消防費、非常備消防費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

39ページ、10款．教育費、教育総務費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

40ページ、10款．教育費、小学校費、1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

41ページ、10款．教育費、中学校費、学校管理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

42ページ、10款．教育費、社会教育費、1目、3目、4目、5目。ありませんか。後藤議員。

○7番（後藤信八君）

後でと思ったんですけれども、誰もしないから。

図書館の設計業務委託料1,633万円と支援業務520万円ということで、継続費にありますように26年までの実施設計まで入れると4,896万円になると。これはきのうも一般質問等でいろいろありましたが、図書館全体に幾ら、どのくらいの規模の金額の図書館を想定して、こういう設計委託料になるのか。平均的には、私は工事費の大体5%ぐらいが設計料というのが設計業界の常識だと思うんですけれども、4,800万円もかけるということは10億円近い案

件になるんじゃないかと思うんですが、その辺のことが1点と、きのうの一般質問の説明では並行して基本計画をつくると、基本計画ですかね、基本方針。（「構想」と呼ぶ者あり）基本構想ね。まだ基本構想ができていない段階で、だから、基本構想というのは、どれだけの規模のどれだけの予算で大体どういう図書館をつくりますというのが基本構想でしょう。それが無い段階でこの設計業務委託料千六百何十万円というのはどこからどう出てくるのか。どういう委託の仕方をするのか。まずお答えください。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

現在、きちんとした建設見込額また建設面積等も不明でございますけれども、一応報告書にありましたとおりの面積ということで1,000平方メートルから1,400平方メートル程度の中で想定したところによって、基本設計につきましては国土交通省告示の第15号による……直接人件費とか諸経費とか技術料ということで見積書を3社から出していただきましたので、その3社の中の真ん中の金額の見積書によって一応提示をさせていただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

1,000から1,400ですか。1,100……。 （「1,400」と呼ぶ者あり） そうすると、1,400の場合は2階建てということですね。1,400は絶対とれませんね、総合公園の中では。（「平屋です」と呼ぶ者あり）平屋で1,400はとれないでしょう。そうすると2階建て、そうすると報告書にありました4億2,000万円というやつはもう飛んでいるということですか。

きのう、私も全部、町長が4億2,000万円プラス1億、1億5,000万円という回答をしましたので、検討委員会の報告書ははっきり諸設備込みで4億二、三百万円だったですよ、はっきり。それから、検討委員会が参考にした豊後高田の図書館も2,100平米ぐらいで8億8,000万円ですから、大体諸設備込みで41万円ぐらい。だから、1,000平米の4億2,000万円というのは設備込みの値段です。検討委員が出した数字は。議事録からはっきりそのことが出ていますね。だから、それプラス設備費1億円とか1億5,000万円という話は町長も、教育委員会は勘違いしているかどうかわかりませんが、町長も完全に勘違いされておる。だから、常識外じゃないですかね、この設計費は。私もいろいろ調べましたけれども、大体五、六%、

想定工事費の。ちょっとその辺は納得が全然いきませんけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

図書館部分についてはおおむね1,000平方メートルというふうなことで、それ以外にもし、あるいは図書館等になっておりますので、歴史民俗資料館等を併設するようであればその分面積がふえますので、その幅を持たせたところで1,000から1,400平方メートル程度の間でできるであろうというところでの基本設計でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

いや、それでもですよ、要は総額をどれぐらいに設定しているかということですね。設計費用というのは大体その五、六%というのがあるので、実施設計までで5,000万円近い費用というのは……（「実施設計入ったらん」と呼ぶ者あり）支援業務が入っておるから、これは自分のところでできないからあそこに頼むやつでしょ。それを除いても四千三、四百万円かな。それが常識的な、我々の常識からすると全然合わない。

だから、私が思ったのは、基本構想をつくる委託料までこの中に入っているのではないかと。要は、町が本来いろんな検討委員会の資料とか検証委員会の資料とかを参考にして、検討委員会もかなりの部分まで踏み込んで計画を出していますよね。したがって、それに基づいて町がつくらなきゃいかんでしょう、構想は。それをまさかと思うんですけども、ここに設計コンサルタントとかに投げる話じゃないでしょうね。もう最後ですけども。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

業務支援の委託料は組んでおりますので、業務支援についての意見はお聞きしたいと思いますけれども、基本構想そのものは、図書館の理念とか図書館のそういう基山町にふさわしい構想とかでございますので、町独自でそれは策定いたします。

○議長（鳥飼勝美君）

ちょっとこれは重要な案件ですので、暫時休憩させていただきます。

～午後4時24分 休憩～

～午後4時26分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開いたします。

重松議員。

○6番（重松一徳君）

きのうの一般質問で私のほうが、図書館の建設費について検討委員会の報告書の中では1,000平米の建屋をつくる場合ということが前提ですけれども、4.2億円というのが検討委員会の報告書にあると。私は、これは図書館の建屋だけであって、あとそれに付随する空調とか備品関係とかについては別なのではないかと、また外構工事、駐車場、こういうのを入れればプラスの1億5,000万円ぐらいなりやせんかと。トータル的に6億円ぐらいになりやせんかというのは私のほうが言ったわけですので、これについては私も検討委員会の報告書は読んで議事録も読んだわけですけれども、そういうふうに私は思っていたわけですので、これについて検討委員会はこういうふうな報告ではなかったというのであれば、後で訂正をしていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど後藤議員が言ったように、私もきのう言いましたように、基本構想を、きのう説明がありました工程、11月末には基本構想を策定したいという中身でした。そして、設計業務、業者の選定にもう並行して入るわけですね。そして、基本設計はもう12月からは始まるというふうな予定なんですね。だから、この2カ月間で本当に基本構想ができるのかと。後藤議員はこれは業者に丸投げするんじゃないかと心配もされておりますし、私も実はそういう心配もしているんですね。だから、きのう何回も町の考えを聞いたわけです。

基本構想をするためには、その構想となる前提が必要と。その前提が概算なんですね。基山町はどれだけの図書館をつくれると。これをやはり明らかにしてもらわないと、基本構想ができて説明に入れば、どうしてもその後はもう基本設計もすぐその後が始まりますし、業者選定も始まりますので、なかなかそこに対して今度はストップがかからなくなる可能性があるんですね。だから、この基本構想が大変大事なんですね。ここが後藤議員も言うように、ちょっとどういうふうなつくり方をするのかがわからないと。基本構想の設定の仕方、この手順、これについてまた改めて説明をお願いします。

そして、私の言ったこの4億2,000万円、これについて修正があればどうぞ、済みません

けれども修正をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

できる。原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

報告書での基本的な単価をただ単に掛けました建築費というのは出ておりますけれども、実際のうちで試算した建築費とは、確かに現在のところ面積も確定していない中では出しておりません。議員おっしゃられるように、ほかに監理費とか備品購入費、外構土木工事、それから外構照明工事費とか、プラス相当の金額はかかると思いますので、お見込みの金額ぐらいはなるおそれはあるかと思っております。

それから、基本構想ですけれども、確かに基本構想を決定する時点では面積とか構造をある程度つくらなければいけませんけれども、構想そのものは、何度も言いますけれども、基山町の図書館の理念、周辺地域に調和したこういった図書館とか、歴史民俗資料館を併設するようであればどういった図書館との調和が必要なのか、そういった理念とか構想を中心にしたものと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

そこが大変抽象的でわからないんですね。というのは、検討委員会の報告は中身も詳しくこういう建物と、基山町の本当に要望する図書館という中身はありますね。しかし、これを土台にしてつくるにしても、これはあくまでも検討委員さんは初めの部分ですので、いろんな意見も聞きたいということでワークショップも開かれると思うんですね。その中でいろんな意見が出ると思うんですね。しかし、この残された2カ月の間、11月末までの間にワークショップも開いて、そして基山町の本当に基本的な考えをまとめるだけの時間的な余裕があるのかというのを私も大変心配しているんですね。

だから、逆にいえば、もう今の段階である程度固まっているものがありますよというのがあればまたそれも示してもらえないかなというように、概算がわからないというのが私は一番不安なんです。先ほど言われましたように、私は私の勘違いで6億円ぐらいかかるんじゃないのかなというふうな、きのうそういうふうな発言もしたわけですがけれども、後藤議員はそういうのも含めて4億2,000万円じゃないのかなというふうな言い方なんです。今の課長

は、いや、場合によっては私が言ったこの金額ぐらいになるのではないのかなど。捉え方によって物すごく開きがありますね。そして、歴史民俗資料館も併設というのが出ていますね。そうすると2階建て、まさしく検討委員会が町民会館の横にもしつくる場合は、あのときは下に駐車場でしたけれども、物すごい基礎工事をしなければならないみたいな発想でなったんですね。そうすると金額が物すごくはね上がるんですね。

本当に基山町は2階建てをつくるのか1階建てをつくるのか、歴史民俗資料館は別にどこかに設置するのか。こういう基本的なところも何もわからないんですね。その中でこの基本構想がひとり歩きしていつの間にかできあがっていたというところが、私は大変心配なんですけれども、この辺についてはやはりきちんと町の統一見解として出すべきではないのかというふうに思うんですけれども、この辺何か今の段階で議会のほうに説明する材料はありますか。書面的なもので。

いや、何もない、全くの今白紙の状態なんですよと。ただ決まっているのは中央公園の中に1,100平米の図書館の用地が確保できますよと。それだけですか。今皆さんの中で統一的に議会のほうに説明できるのは。いや、まだ歴史民俗資料館も設置することも決まっていません。1階建ても2階建ても決まっていません。何も決まっていません。ただ場所だけ決まりましたというだけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

町長、どうなんですか。小森町長。

○町長（小森純一君）

それこそ私もこの4.2という数字、これはどこから出てきたのか、そういう検証というか、これまた本当に検証というのは私自身やっておりませんし、教育学習課のほうでもいかがかなという感じはしております。これはもうきのう重松議員のときに私が申し上げた、ある図書館としての建設、入れ物としてはあるベースの数字があるんだろうし、それに1,100掛けたところの4.2という数字が出てきたのかなというふうに私はそういう捉え方をしております、それはまさにおっしゃるように本体だというふうに私は捉えておりました。

それで、それにはやはり付帯設備が当然必要になりますし、その外構も必要ですし、外構といいますと周りに木を植えたりどうこうというようなそれではなくて、もう公園ですからそういう部分はかなり省けるんだろうというふうに思います。どこか別にポットつくと、その周辺をいろいろ公園化もしなきゃいかんというようなことにもなりましようけれども、

私はむしろそっちのほうはある程度省ける、全然かからないとは思いませんけれども、しかし、いずれにしても付帯設備、外構というのはやはりこれにプラスされるだろうというふう
に私自身は思っております。

そして、それじゃ総枠幾らかかるのかというような、それがはっきりしていないから不安
だとおっしゃるのもわかりますけれども、やはり私は図書館は図書館としてそれなりのスペ
ースをとると。そして、資料館、これはもうずっと言い続けてきておったのは、まずは展示
スペースの資料館、150か200平米ぐらいの、これはある団体の方が言われた数字でございま
すけれども、そのくらい必要な、それだけあれば一応展示はいろいろとやっていると。
常設でデンとした大きな歴史民俗資料館ということではなくても、むしろそのくらいのほう
が小回りがきいてというような話も聞いておりますので、とりあえずそういう形の資料館と、
それで1,100平米。これが1階で収まるのか、2階にならなきゃいかん……

○議長（鳥飼勝美君）

町長、ちょっと私からですけれども、重松議員は町のほうで基本構想を策定しているのか
してないのかというふうに尋ねられているんですけれども、今の状態では、町長としては基
本構想なり基本方針なりそういうのは策定されてないということでしょう

○町長（小森純一君）

そういうことですけれども、それは基本構想といわれるのは図書館とプラス資料館、展示
スペースというような、ここまでははっきりしておるわけでございます。そして、これが本
当にベースになるところであって、あとその資料館をどの程度どうするのかということにつ
いては、またプロポーザルの業者といろいろ詰めていく要素はあろうかと思えます。それで
4.2がひとり歩き、そういうことではなくて、これは別にしても、若干これにプラス幾らか
というようなそういう経費になってくるのかなというふうに私は思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

難しく聞きません。中央公園の中に図書館を建設したいというのは町長の決意として受け
ました。それ以外に、私ども議員に何か説明すること説明できることはありますか。先ほど
から私は何回も聞いているんですね。基本構想の関係にしてもそうですけれども、何か私た
ちのほうに説明できる材料はありますか。工程表はわかりますよ。工程表はこういう工程と。

しかし、この工程の中でうたわれていることが着実に実行できるという根拠がはっきりしないと。だから、先ほどから何回も聞いていますね。町長の今の回答はそこに答えていないんですね。中央公園内の設計以外に、私たちに説明できる、工程はもう聞きましたからいいですよ、何か具体的なものがあったら教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

具体的とは言えないかもわかりませんが、とにかく私がずっと言っておりますのは、図書館プラス資料館も併設したいというようなこと、それをどの程度の広さにするかというのはちょっとまだ固まっておりませんが、それだけは基本的に私はそう思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

先ほどからいろんな疑問が出ていますよね。私が疑問に思うのは、私は素人なのでよくわかりませんが、何も示されていない、基本構想も示されていない、理念も示されていない中で、業者に頼めるんですか。それを丸投げと言うんじゃないですかというふうな言い方をされている。そして、総額も決まっていない。大体想定事業費の五、六%でないかという指摘もありましたよね。ですから、大体どのくらいかかるというものはっきりしない。そして、事業者の人に基本設計をやってくださいと言ってできるんですか。私は素人やけん、わからんばってん。だから、私は、これは約4,900万円ですよ、全体は今私も含めて高いんじゃないかということが問われていると思うんですよ。だとするならば、やはりこれは業者に条件をいろいろとしていると思うんですよ、こういうのをお願いすると。きちんとそういう資料を出したらいかがですか。だから結果的にこがなったと。いや、入札の結果だと。あくまで入札の結果だということかもしれんけれども、やはりその前提のやつ、そういうのの資料を出せますか。（「出せんとやろ。出せんとやん。ね」「その見積もりとったところの金額は要らんけん、項目を出しているでしょう」「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（鳥飼勝美君）

いやいや、まだ松石議員の質問に答弁がないようです。答弁できないでしょう。原教育学

習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

現在のところはまだ中央公園に図書館を建てるということを決めたばかりですので、これからすぐその構想に向かって策定していきますので、基本設計に入るまでには決定して、そのプロポの入札時にははっきりした基本構想ができ上がります。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

この基本設計をするにいたって指示を出されましたよね。ベースとなる図書館1,000平米、歴史民俗資料館の企画展示100平米、合計1,100平米の平屋で基本設計を委託する場合幾らぐらいかかるのかというのが、この国交省の様式にあわせて入れていって、あくまでもこれは入札でも何でもありませんよね。見積もりですよ。その様式に入れていったら、この1,600万円ぐらいのやつが大体出てきたと。だから、そのベースになるのは図書館1,000平米、企画展示の資料館100平米の平屋ということで指示を出されたのではないんですか。だから、そのもととなったものを示してくださいと皆さん言っているんですよ。

○議長（鳥飼勝美君）

答弁は何もないですか。（不規則発言あり）できる。できらんとは無理して言わんでもよいか。

暫時休憩します。

～午後4時44分 休憩～

～午後4時54分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開いたします。

本日の会議時間については議事の都合により、基山町会議規則第8条第2項の規定によりましてあらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩します。

～午後4時54分 休憩～

～午後6時00分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開いたします。

42ページ、10款．社会教育費です。1目、3目、4目、5目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、43ページ、10款．教育費、保健体育費、1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、44ページ、12款．公債費、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

45ページ、13款．諸支出金、国県支出金返納金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

46ページ、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

以上で第46号議案に対する質疑を終結しました。

日程第10 第47号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第10．第47号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の28ページをお開きください。

第47号議案、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、次の29ページ、歳入歳出予算補正。29ページ、歳入。30ページ、歳出。一括して質疑お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようでございます。

次に、事項別明細について入ります。3ページをお開きください。

歳入。1款。国民健康保険税、1目。一般被保険者、2目。退職被保険者。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ、国県支出金、1項。国庫負担金。4ページ、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5ページ、国県支出金、国庫補助金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6ページ、前期高齢者交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7ページ、県支出金、県補助金、財政調整交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

8ページ、9款。繰入金、一般会計繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

9ページ、10款。繰越金、その他繰越金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

10ページ、11款。諸収入、4項。雑入、一般被保険者第三者納付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

11ページ、歳出です。2款1項療養給付費、1目、3目。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

12ページ、保険給付費、高額療養費。ございませんですか。何か返事してくださいよ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

13ページ、3款．後期高齢者支援金、後期高齢者支援金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

14ページ、4款．前期高齢者納付金、前期高齢者納付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

15ページ、6款．介護納付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

16ページ、保健事業費、1項1目．特定健康診査等事業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

17ページ、8款．保健事業費、疾病予防費。林議員。

○11番（林 博文君）

この13節の委託料、健康診断委託料ですが、これは人間ドックの追加人員ということでしたが、ちょっと私、聞き漏れておりましたが、何名分をこれは上げられておりますか。

それと、人間ドックが年齢ごとに70歳とか73歳とか75歳とかそういうようなところに案内がなされておりました。これは4月か5月ごろですね。そのときに、全体的な人数の把握も少なかったかもわかりませんが、私が覚えているのは70歳、ちょうど私も70歳になって老人クラブに入らせてもらったわけですが、そのときに2日か3日後にすぐ申し込みに行ったら、もう締め切っちゃったわけですね。それで、その人間ドックを受けたいという希望者が、せっかく案内を70歳の節目とか75歳の方にやって、その辺の把握はされてなかったんですか。すぐ何日かで締め切られて、ちょっと待ってってくださいと。そして、9月でまた補正予算を出してまた連絡しますということですが、その辺はどうなんですか。今度は人間ドックの追加人員は何人分をこの131万9,000円は上げられておりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

まず、人間ドックの追加分でございますけれども、当初160名を予定しておりましたけれども、30名を追加いたしまして190名をお願いをさせていただいているところでございます。

それから、脳ドックの分が当初60名で計上させていただいておりますけれども、68名分ということで8名分追加をさせていただいております。

それから、人間ドックのオプションの分として、前立腺がん検診の分について10名分の追加をお願いしているところでございます。

その何日で締め切ったかまではちょっと記憶にございませんけれども、当初勧奨いたしまして、まず当初の人員については昨年までの実績等を鑑みながら計上させていただいたところでございますが、御指摘のように申込者が多数でございましたので、ちょっと今のところ待っていただいているという状況で、その分についての補正をさせていただいております。やはりこの人間ドックについては医療費の適正化の観点からいけば早期発見、早期治療につながるものと思いますので、今年度の実績等を十分に踏まえながら、次年度については十分精査をして予算の要求をさせていただきたいと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

そういうことで、来年からせつかく国民健康保険の医療費控除とかたくさんこのやはり高額医療がふえていっておる中に、健康診断については推進するほうですから、こういうふうな脳ドックとか人間ドックについてはもう少し、追加人員ではなくて当初からやはり200名ぐらい、あとは補正でいいじゃないですか、それだけ少なかったらですね。たった4月の何日かで申し込みを締め切って、もうありませんよというふうな形のやり方は国民健康保険の高額医療につながるおそれがありますので、その点、要望しておきます。お願いしておきます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

18ページです。9款、基金積立金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

19ページ、諸支出金、償還金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

20ページ、諸支出金、一般会計操出金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

21ページ、予備費。品川議員。

○10番（品川義則君）

予備費、全般通してですけれども、資料をいただきました。非常に高どまりですね。1億円を超える日が3カ月ということで、非常に例を見ないような高額な医療費給付がかかっておりますけれども、それに対する課長の所感ですね。どういうふうな原因があるので高どまりしているのか。その辺の調査をされたのか。調査をされたのならば、その感想ですね。それから、今後の見通しをどういうふうにお考えなのか。その辺のところをお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

今、品川議員がおっしゃいましたように、本日追加資料のほうで保健給付費のグラフをお配りさせていただいておりますけれども、現在、7月分までが出ておりますけれども、7月分で一般被保険者の分で比較をいたしますと、昨年度から約11.3%ほど同月比で伸びております。レセプト件数で申し上げますと3%ほどしか伸びておりませんので、そういったことを総合的に考えると、非常に高額なレセプトの分が多くなってきているという状況であると思っております。その中身はやはりがんですとか、いわゆる三大成人病そういった部分が多いようでございます。

現状のままで推移するとすれば、品川議員の一般質問のときにもお答えをさせていただいたところでございますが、今年度につきましてはまあどうにかもつのではないかと思います。

けれども、来年度については幾らか基金を取り崩しながら運営を行って、来年度中ぐらいには改定のお願いをしなければならない、このままの状態が続けばそういうお願いをしなければいけないかなと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

本当に心配でありますけれども、我々もこういった情報は必要ですので、毎議会ごとにこういった資料をいただきますようによろしく御配慮をお願いいたします。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、第47号議案に対する質疑を終結します。

日程第11 第48号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第11. 第48号議案 平成25年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の31ページをお開きください。

第1条です。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、32ページ、歳入。33ページ、歳出全般。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、事項別明細に移ります。

事項別明細3ページをお開きください。

歳入。1款。後期高齢者医療保険料です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ、繰越金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

歳出。後期高齢者医療広域連合納付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6 ページ、諸支出金、一般会計繰出金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

以上で、第48号議案に対する質疑を終結します。

日程第12 第49号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第12. 第49号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）を議題とし、
本案に対する質疑を行います。

議案書の34ページをお開きください。

第1条、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、35ページ、歳入。36ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、事項別明細書3ページをお開きください。基金繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4 ページ、他会計繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5 ページ、繰越金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6 ページ、歳出。公共下水道事業費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

以上で第49号議案に対する質疑を終結いたします。

日程第13 第50号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第13. 第50号議案 平成24年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようでございますので、第50号議案に対する質疑を終結します。

日程第14 第51号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第14. 第51号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので……（「ちょっと待って。これは特別会計」と呼ぶ者あり）そうですよ。審議はここでしてよかですよ。審議はしてもらうてよか、本会議で。質問のある方は言うてよかですよ。総括質疑がございませんので、一応事務連絡上やっつて。

第51号議案に対する質疑を終結します。

日程第15 第52号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第15. 第52号議案 平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第52号議案に対する質疑を終結します。

日程第16 第53号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第16. 第53号議案 平成24年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第53号議案に対する質疑を終結します。

日程第17 報告第5号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第17. 報告第5号 平成24年度基山町財政健全化判断比率等の報告についてを議題とし、本報告に対する質疑を行います。重松議員。

○6番（重松一徳君）

今回資料として出されている部分も含めてですけれども、実質公債費比率15.4%に上がったということに対して、町長はどのような御見解を持っておられますか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

実質公債費、できるだけ低いほうが良いというような思いは持っております。15.何%で十分だというわけではございませんし、もっともっとやはり努力して、下げるべく努力をしていかなきゃいかんというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

というのは、近隣市町と比べると、この基山の15.2というのは高い数字でもありますね。それと、これは18%を超えれば今度は知事の許可が必要になりますね。というふうに、これについては私は大変心配しているんですね。実質公債費比率、今から先はもうピークを越えたというふうな言い方もされておりますけれども、やはり今から先はこの点についてはしっかりとチェックをしていかなければならないというふうに思うんですね。

それで、例えば新しい事業、それは当然今からやりますし、起債なんかも出るわけですが、当面この実質公債費比率はどのような推移をしていくというふうに捉えていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

事業をずっとしなかったら少しずつ下がってはいくとは思うんですけども、仮に今5億円の起債をするとしましたら、15.4が15.9ぐらいになるような見込みを立てております。

以上です。（「5億円して……」と呼ぶ者あり）15.9です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、報告第5号に対する質疑を終結します。

日程第18 報告第6号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第18. 報告第6号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についてを議題とし、本報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、報告第6号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結しました。

日程第19 委員会付託

○議長（鳥飼勝美君）

日程第19. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（鳥飼勝美君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはございませんか。何か言ってください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、

議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、決算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決しました。

本日の会議は以上をもって散会といたします。

～午後6時17分 散会～